

瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）

指 定 書

及 び

公 園 計 画 書

平成 17 年 3 月 28 日

環 境 省

瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）

指 定 書

（公園区域の変更）

目 次

1 変更理由 -----	3
2 地域の概要 -----	5
(1) 景観の特性 -----	5
ア 地形・地質 -----	5
イ 植生 -----	5
ウ 野生動物 -----	5
エ 自然現象 -----	5
オ 人文その他の特殊景観 -----	6
(2) 利用の現況 -----	6
(3) 社会経済的背景 -----	6
ア 土地所有状況 -----	6
イ 人口及び産業 -----	6
ウ 権利制限関係 -----	6
3 公園区域 -----	12
(1) 公園区域の変更 -----	12
(2) 公園区域 -----	38

1 変更理由

瀬戸内海国立公園のうち、愛媛県地域は昭和25年5月に四国側の展望地である近見山、波止浜及び海上の展望地である大三島等が指定され、その後、昭和31年の区域拡張で多島海景観地である芸予諸島及び防予諸島を中心とした陸域とそれら周辺の海域が編入され、現在に至っている。

しかしながら、本地域をとりまく社会情勢の変化は著しく、特に臨海域の工業地域化、集落の都市化のほか、本州四国連絡橋の架橋等により景観の質や利用動態の変化が生じており、現計画では対応できない状況となっている。

そこで、このような変化に対応するため、公園区域及び公園計画の全般的な見直しを行い、自然環境の保全と適切な利用の促進を行うものである。今回は、特に区域線の明確化を図るため、海岸線が埋立により陸地化し、区域線が不明確となっている地域を重点に明確化を図るものである。

2 地域の概要

瀬戸内海は、多くの島々と点在する農山漁村集落、田畑、二次林等の多様な人文的要素が周囲の自然と調和して織りなす内海多島海景観の箱庭的な穏やかさ、優美さが特徴である。

愛媛県地域は、芸予諸島・防予諸島の島しょ部と西宇和郡三崎町から西条市にかけて点在する瀬戸内海沿岸部の一部からなり、それぞれ斎灘、伊予灘に浮かぶ島しょと瀬戸の潮流、砂浜とクロマツ林が織りなす白砂青松の景観が特徴的である。

尾道～今治間を結ぶ西瀬戸自動車道は通称「瀬戸内しまなみ海道」と呼ばれ、近年利用が増加しており、来島海峡周辺の展望地を中心に内海多島海景観の眺望を楽しむルートとなっている。

(1) 景観の特性

ア 地形・地質

本地域の地形は、芸予諸島・忽那諸島等の多島海景観、来島海峡・船折瀬戸等の潮流景観、唐子浜・桜井海岸等の海浜と、これらを望む近見山・出石山などの背後山地により構成されている。

本地域の地質は、中生代の多種多様な岩石が分布している。島しょ部の島々には主として花崗岩類が分布しており、鷲ヶ頭山・積善山等の急峻な山地は熱変成岩類で構成されている。一方、興居島の小富士等の独立峰は安山岩の岩頸である。青島は砂岩・泥岩で構成されているが、出石山・佐田岬半島には塩基性（緑色）変岩・泥質（黒色）変岩が分布している。

イ 植生

本地域は、瀬戸内海気候に属する温暖小雨の地域で、沿岸部や島しょ部の元々の植生はクスノキ、シイノキ、モチノキ等の照葉樹林と考えられる。しかし、古くから人々の生活が営まれ、燃料としての過度の森林伐採などにより、明治時代には大部分が禿げ山やアカマツの二次林となっていたが、その後の植林や生活様式の変化による伐採の減少、更には、近年のマツクイムシ被害によるマツ林の減少などにより、植生の遷移が進んでおり、次第に本来の照葉樹林が復元しつつある。

特筆される植生としては、弓削島法王ヶ原のクロマツ林・桜井海岸のクロマツ林とハマエンドウ、ハマヒルガオ、ボタンボウフウ、ハマサジなどの海浜植物群落、ヤマモモ群落、能島のサクラ、孫兵衛作蛇池のサギソウ、ミズハナビ、ミズトンボなどの湿地植物群落などがあげられる。

ウ 野生動物

本地域は、大型ほ乳類では、ホンシュウジカ、イノシシ、ニホンザルなどが生息する。中型ほ乳類では、キツネ、タヌキ、アナグマなどが生息する。

鳥類では、ウミウ、クロサギ、ウミネコ、カモメなどの海鳥も豊富にみられ、海岸部には、ミサゴ、ハヤブサなどの希少種も生息している。

エ 自然現象

瀬戸内海は、年間平均気温15度、年間平均降水量約1,000～1,600mmであり、我が国では比較的温暖少雨の地域であり、瀬戸内海気候と呼ばれている。

愛媛県地域では、冬季に大洲盆地から長浜町至る肱川で見られる「肱川あらし」と呼ばれる強風が特徴的である。

オ 人文その他の特殊景観

防予諸島・芸予諸島の島々は、柑橘類を栽培している段々畑や漁港集落が多くみられる。

また、明治時代に構築された要塞跡、能島と来島は因島とともに三島村上と言われた水軍の城跡、金山出石寺などの神社や社叢も多く見られ歴史的な景観を有している。

(2) 利用の現況

本地域は、瀬戸内海のほぼ中央部に位置する芸予諸島を中心に、三原、尾道、因島などの山陽圏から島しょ部を経由して今治を始めとする四国側への海上交通が活発で、平成11年には西瀬戸自動車道の陸路による交通アクセスが加わったことから、平成14年の利用者数は345万人となり、今後も飛躍的な増加が期待される。

本地域の利用形態は、内海多島海の展望、海水浴、キャンプ、社寺などの歴史探訪等が主体で、温暖小雨な地域であることから、年間を通じて利用がなされている。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有状況

瀬戸内海の沿岸一帯は、古くから開けていたため土地利用も進んでおり、土地所有形態は、私有地が占める割合が全体の91%に及び、国有地が3%、公有地が6%となっている。

イ 人口及び産業

本地域は、5市2町にまたがっており、関係市町村の定住人口は公園区域外を含め、約801千人に達する。このうち公園区域の多い芸予諸島と忽那諸島の島しょ部人口は約4万人で、この地域では農・漁業等第1次産業従事者の比率が約34%と内陸部に比べて高くなっているが、全体では約63%が第3次産業従事者で占められている。

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種 類	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
土 砂 流 出 防 備	愛媛県今治市地内 今治松山森林計画区 医王山 国有林1057林班の一部	4	平成元. 4.26

(民有林)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂流出・崩壊防備	愛媛県今治市地内	3 7	昭和 10. 9.13
	愛媛県今治市波方町地内	3 4	昭和 6. 7. 4
	愛媛県今治市朝倉南地内	4 1	昭和29. 3. 8
	愛媛県今治市吉海町地内	5 2	明治43. 3.14
	愛媛県今治市大三島町地内	3 9 7	明治40.10. 4
	愛媛県今治市伯方町地内	2 2 7	昭和 4. 5. 9
	愛媛県越智郡上島町地内	1 6 4	明治29. 3. 8
	愛媛県松山市北条辻地内	1 0	平成10. 3.16
	愛媛県松山市地内	1 2	昭和28. 3.25
	愛媛県松山市畑里地内	1 7	昭和52. 9.16
	愛媛県西宇和郡三崎町地内	2	昭和54. 2.16
保 健	愛媛県今治市地内	3 2	昭和59. 4.20
	愛媛県今治市波方町地内	9	昭和58. 3. 1
	愛媛県今治市大三島町地内	8 5	昭和49. 7.16
	愛媛県越智郡上島町地内	1 4 7	昭和57.10.19
	愛媛県松山市北条辻地内	1 0	昭和57. 7. 6

※面積は図面上の計測による概算である。

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
魚 つ き	愛媛県今治市地内	3 3	明治43. 4. 8
	愛媛県今治市波方町地内	4	明治31. 1. 1
	愛媛県松山市安居島地内	1 4	明治40. 2. 27
	愛媛県松山市地内	1 2 5	明治43. 2. 16
	愛媛県松山市津和地他地内	2 2 1	明治43. 2. 16
そ の 他	愛媛県今治市地内	8	明治31. 1. 1
	愛媛県松山市地内	4	明治31. 1. 1

※ 面積は図面上の計測による概算である。

(イ) 鳥獣保護区 (県設)

名 称	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
金山出石寺鳥獣保護区	愛媛県大洲市地内 愛媛県八幡浜市地内	73	昭和44.11.1
関前村鳥獣保護区	愛媛県今治市関前岡村他地先海面	3,577	昭和54.11.1
忽那七島海域鳥獣保護区	愛媛県松山市地内及び地先海面	36,325	昭和59.11.1
志々満ヶ原・唐子浜鳥獣保護区	愛媛県今治市地内	13	昭和39.11.1

(ウ) 史跡名勝天然記念物

名 称	位 置	指定年月日
波止浜	愛媛県今治市地内 愛媛県今治波方町地内	昭和13. 5.30
湿地植物	愛媛県今治市地内	昭和25.10.10
鹿島のシカ	愛媛県松山市北条辻地内	昭和23.10.28
カブトガニ繁殖地	愛媛県西条市河原津地内	昭和24. 9.17
名駒のコミカン	愛媛県今治市吉海町地内	昭和23.10.28
能島城跡	愛媛県今治市宮窪町地内	昭和28. 3.31
甘崎城跡	愛媛県今治市上浦町地内	昭和51.4.16
法王ヶ原	愛媛県越智郡上島町地内	昭和28. 2.13
大三島	愛媛県今治市大三島町地内	昭和17. 9.19
御串山	愛媛県今治市大三島町地内	昭和43. 3. 8
大山祇神社のクスノキ群	愛媛県今治市大三島町地内	昭和26. 6. 9
生樹の門（クスノキ）	愛媛県今治市大三島町地内	昭和26.11.27
城の山のイブキ自生地	愛媛県松山市二神地内	昭和29.11.24
金山出石寺	愛媛県大洲市豊茂丁地内	昭和26.11.27

(エ) その他

種 類	位 置	重複面積(ha)	指 定 年 月 日
農業振興地域	愛媛県今治市地内	5 9 3	昭和48年 3月27日
	愛媛県今治市波方町地内	3 3 7	昭和48年 3月27日
	愛媛県今治市大西町地内	4 3	平成15年 5月 6日
	愛媛県今治市朝倉北他地内	1 3 2	昭和47年 1月11日
	愛媛県今治市吉海町地内	1 4 5	昭和48年 9月18日
	愛媛県今治市宮窪町地内	1 0 3	昭和47年 1月11日
	愛媛県越智郡上浦町地内	6 5	昭和46年 2月16日
	愛媛県今治市大三島町地内	3 5 9	昭和46年 2月16日
	愛媛県今治市伯方町地内	1 8 1	昭和48年 9月18日
	愛媛県越智郡上島町地内	3 3 3	昭和47年11月14日
	愛媛県今治市関前岡村他地内	2 1	昭和47年 1月11日
	愛媛県松山市地内	9 7 3	昭和48年 3月27日
	愛媛県松山市中島大浦他地内	1, 3 3 8	昭和48年 3月27日
	愛媛県西宇和郡三崎町地内	1 3 0	昭和45年 3月31日
農用地区域	愛媛県今治市地内	1 2 6	昭和49年 6月27日
	愛媛県今治市波方町地内	1 7 3	昭和49年 3月27日
	愛媛県今治市大西町地内	1 5	平成15年 5月 6日
	愛媛県今治市朝倉北他地内	9 7	昭和48年 4月 5日
	愛媛県越智郡吉海町地内	7 3	昭和49年 3月27日

種 類	位 置	重複面積(ha)	指 定 年 月 日
農用地区域	愛媛県今治市宮窪町地内	6 5	昭和47年 9月27日
	愛媛県今治市上浦町地内	5 0	昭和49年 3月27日
	愛媛県今治市大三島町地内	2 5 3	昭和49年 3月27日
	愛媛県今治市伯方町地内	5 7	昭和49年 4月19日
	愛媛県越智郡上島町地内	7 0	昭和49年 3月27日
	愛媛県今治市関前岡村地内	9	昭和48年 9月17日
	愛媛県松山市地内	8 2 6	昭和49年 3月27日
	愛媛県松山市中島大浦他地内	1, 3 3 8	昭和49年 4月19日
	愛媛県西宇和郡三崎町地内	4 5	昭和47年 1月13日

※ 面積は図面上の計測による概算である。

種 類	位 置	重複面積(ha)	
市街化区域	愛媛県今治市地内	1 6	
	愛媛県今治市波方町地内	1 7	

※ 面積は図面上の計測による概算である。

3 公園区域

(1) 公園区域の変更

瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）の区域の一部を次のとおり変更する。

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
1	拡 張	愛媛県越智郡上島町 弓削豊島の一部
2	削 除	愛媛県松山市 堀江町（旧）地先海面の一部
3	削 除	愛媛県松山市 勝岡町（旧）地先海面の一部
4	削 除	愛媛県松山市 勝岡町（旧）地先海面の一部
5	削 除	愛媛県松山市 勝岡町（旧）地先海面の一部
6	削 除	愛媛県松山市 由良町（旧）地先海面の一部
7	削 除	愛媛県松山市 高浜町（旧）地先海面の一部
8	削 除	愛媛県松山市 高浜町（旧）地先海面の一部
9	削 除	愛媛県松山市 高浜町（旧）地先海面の一部
10	削 除	愛媛県松山市 高浜町（旧）地先海面の一部
11	削 除	愛媛県松山市 高浜町（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
第2種特別地域の区域に隣接し、海岸部の岩場にウバメガシの中低木がみられるなど良好な自然環境を有した地域を、風致の保護のため、新たに公園区域として編入するもの。	1 (私 0.9)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 15 (私 15.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 15 (公 12.5) (私 1.9)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (私 0.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 3 (公 3.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.3) (私 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.7)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
12	削 除	愛媛県松山市 三津（旧）地先海面の一部
13	削 除	愛媛県松山市 住吉及び三津（旧）地先海面の各一部
14	削 除	愛媛県松山市 住吉（旧）地先海面の一部
15	削 除	愛媛県松山市 海岸通（旧）地先海面の一部
16	削 除	愛媛県松山市 海岸通（旧）地先海面の一部
17	削 除	愛媛県松山市 大可賀（旧）地先海面の一部
18	削 除	愛媛県松山市 北吉田町（旧）地先海面の一部
19	削 除	愛媛県松山市 南吉田町（旧）地先海面の一部
20	削 除	愛媛県松山市 西垣生町（旧）地先海面の一部
21	削 除	愛媛県松山市 門田町（旧）地先海面の一部
22	削 除	愛媛県松山市 由良町（旧）地先海面の一部
23	削 除	愛媛県松山市 泊町（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 7 (公 7.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 10 (公 9.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 6 (公 5.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 29 (公 29.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 42 (公 14.5) (私 27.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 82 (国 22.2) (公 14.3) (私 45.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 53 (公 7.8) (私 45.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (私 0.9)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
24	削 除	愛媛県松山市 泊町（旧）地先海面の一部
25	削 除	愛媛県松山市 泊町（旧）地先海面の一部
26	削 除	愛媛県松山市 泊町（旧）地先海面の一部
27	削 除	愛媛県松山市 泊町（旧）地先海面の一部
28	削 除	愛媛県松山市 西垣生町（旧）地先海面の一部
29	削 除	愛媛県松山市 北条辻（旧）地先海面の一部
30	削 除	愛媛県松山市 北条辻（旧）地先海面の一部
31	削 除	愛媛県松山市 土手内（旧）地先海面の一部
32	削 除	愛媛県松山市 柳原（旧）地先海面の一部
33	削 除	愛媛県松山市 磯河内（旧）地先海面の一部
34	削 除	愛媛県松山市 中島大浦（旧）地先海面の一部
35	削 除	愛媛県松山市 中島大浦（旧）地先海面の一部
36	削 除	愛媛県松山市 中島大浦（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (私 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.7)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
37	削 除	愛媛県松山市 中島大浦（旧）地先海面の一部
38	削 除	愛媛県松山市 小浜（旧）地先海面の一部
39	削 除	愛媛県松山市 中島大浦（旧）地先海面の一部
40	削 除	愛媛県松山市 小浜（旧）地先海面の一部
41	削 除	愛媛県松山市 元怒和（旧）地先海面の一部
42	削 除	愛媛県松山市 元怒和（旧）地先海面の一部
43	削 除	愛媛県松山市 元怒和（旧）地先海面の一部
44	削 除	愛媛県松山市 上怒和（旧）地先海面の一部
45	削 除	愛媛県松山市 熊田（旧）地先海面の一部
46	削 除	愛媛県松山市 二神（旧）地先海面の一部
47	削 除	愛媛県松山市 二神（旧）地先海面の一部
48	削 除	愛媛県松山市 津和地（旧）地先海面の一部
49	削 除	愛媛県松山市 宇和間（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 3 (公 3.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 1.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 1.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8) (私 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
50	削 除	愛媛県松山市 中島栗井（旧）地先海面の一部
51	削 除	愛媛県松山市 宮野（旧）地先海面の一部
52	削 除	愛媛県松山市 睦月（旧）地先海面の一部
53	削 除	愛媛県松山市 神浦（旧）地先海面の一部
54	削 除	愛媛県松山市 長師（旧）地先海面の一部
55	削 除	愛媛県松山市 饒（旧）地先海面の一部
56	削 除	愛媛県松山市 吉木（旧）地先海面の一部
57	削 除	愛媛県今治市 小浦町（旧）地先海面の一部
58	削 除	愛媛県今治市 砂場町（旧）地先海面の一部
59	削 除	愛媛県今治市 大浜町（旧）地先海面の一部
60	削 除	愛媛県今治市 大新田町（旧）地先海面の一部
61	削 除	愛媛県今治市 片原町、北浜町及び美保町（旧）地先海面の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0) (私 0.1)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 8 (公 0.3) (私 8.0)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 4 (私 4.3)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 1.9)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.9)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 5 (公 5.0)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
62	削 除	愛媛県今治市 天保山町（旧）地先海面の一部
63	削 除	愛媛県今治市 東鳥生町（旧）地先海面の一部
64	削 除	愛媛県今治市 富田新港（旧）地先海面の一部 一部
65	削 除	愛媛県今治市 喜田村及び富田新港（旧）地先海面の各
66	削 除	愛媛県今治市 桜井（旧）地先海面の一部
67	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部
68	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部
69	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部
70	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部
71	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部
72	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部
73	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 21 (公 20.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 21 (公 0.6) (私 19.9)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 37 (公 37.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 6 (私 5.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 6 (公 1.3) (私 4.9)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.2) (私 1.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 3 (私 2.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 3 (公 1.9) (私 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 18 (私 18.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 3 (私 3.3)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
74	削 除	愛媛県今治市 大西町（旧）地先海面の各一部
75	削 除	愛媛県今治市 大西町（旧）地先海面の各一部
76	削 除	愛媛県今治市 菊間町（旧）地先海面の一部
77	削 除	愛媛県今治市 菊間町（旧）地先海面の一部
78	削 除	愛媛県今治市 菊間町（旧）地先海面の一部
79	削 除	愛媛県今治市 菊間町（旧）地先海面の一部
80	削 除	愛媛県今治市 菊間町（旧）地先海面の一部
81	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
82	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
83	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
84	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
85	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
86	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 9 (私 8.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 2.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 1.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 11 (公 1.1) (私 10.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 10 (私 10.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 11 (公 11.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
87	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
88	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
89	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
90	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
91	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
92	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
93	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
94	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
95	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
96	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
97	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
98	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
99	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 5 (私 5.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 9 (公 9.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 7 (私 6.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 5 (公 4.9)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 4 (公 4.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 2.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 13 (私 13.4)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
100	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
101	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
102	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
103	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
104	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
105	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
106	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
107	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
108	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
109	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
110	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
111	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
112	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 4 (私 4.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 4 (公 3.8) (私 0.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 1.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (私 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 25 (公 25.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
113	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
114	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
115	削 除	愛媛県越今治市 上浦町（旧）地先海面の一部
116	削 除	愛媛県今治市 上浦町（旧）地先海面の一部
117	削 除	愛媛県今治市 上浦町（旧）地先海面の一部
118	削 除	愛媛県今治市 大三島町（旧）地先海面の一部
119	削 除	愛媛県今治市 大三島町（旧）地先海面の一部
120	削 除	愛媛県今治市 大三島町（旧）地先海面の一部
121	削 除	愛媛県今治市 関前大下（旧）地先海面の一部
122	削 除	愛媛県今治市 関前岡村（旧）地先海面の一部
123	削 除	愛媛県今治市 関前岡村（旧）地先海面の一部
124	削 除	愛媛県今治市 関前岡村（旧）地先海面の一部
125	削 除	愛媛県越智郡上島町 魚島1番耕地（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 4 (公 3.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 2.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (私 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 3 (公 2.5)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
126	削 除	愛媛県越智郡上島町 魚島2番耕地(旧)地先海面の一部
127	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削豊島の一部 面の一部
128	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削下弓削(旧)地先海面の一部
129	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削下弓削(旧)地先海面の一部
130	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削土生(旧)地先海面の一部
131	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削上弓削(旧)地先海面の一部
132	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削佐島(旧)地先海面の一部
133	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削佐島(旧)地先海面の一部
134	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削佐島(旧)地先海面の一部
135	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削太田(旧)地先海面の一部
136	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削鎌田(旧)地先海面の一部
137	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削久司浦(旧)地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
第2種特別地域と採石場が接しており、区域線の確認が困難な状況から、区域線を地番界として明確化を図り、国立公園としての資質が失われた部分を削除するもの	△ 2 (私 1.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 4 (公 3.8) (私 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1) (私 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 0.7) (私 1.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
138	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削明神（旧）地先海面の一部
139	削 除	愛媛県越智郡上島町 生名（旧）地先海面の一部
140	削 除	愛媛県越智郡上島町 生名（旧）地先海面の一部
141	削 除	愛媛県越智郡上島町 生名（旧）地先海面の一部
142	削 除	愛媛県越智郡上島町 生名（旧）地先海面の一部
143	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
144	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
145	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
146	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
147	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
148	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
149	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
150	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (私 2.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (私 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 1.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (私 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
151	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	$\Delta 0$ (公 0.2)
変 更 部 分 面 積 計	$\Delta 1$ $\left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 0 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad \Delta 1 \end{array} \right)$
変 更 前 面 積 計	8,803 $\left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 220 \\ \text{公} \quad 508 \\ \text{私} \quad 8,075 \end{array} \right)$
変 更 後 公 園 面 積	8,813 $\left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 220 \\ \text{公} \quad 518 \\ \text{私} \quad 8,075 \end{array} \right)$

※1 変更前公園面積は、再計測により得た値に基づくものである。なお、再計測を行う前の瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）の面積は、8,819haである。

※2 変更後、公園面積が変更前公園面積と変更部分面積計との差に一致しないのは、陸域公園地先の埋立により海域普通地域が陸域普通地域となったため。

(2) 公園区域

瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）の区域を次のとおりとする。

(表 2 : 公園区域表)

県 名	区 域	面 積 (ha)
愛媛県	松山市 小安居島の全部並びに安居島、石風呂町、宇和間、 小浜、勝岡町、門田町、上怒和、熊田、神浦、 太山寺町、高浜町、津和地、泊町、中島栗井、 中島大浦、長師、饒、野忽那、畑里、二神、 北条辻、宮野、睦月、元怒和、由良町及び吉木の各一部	4,017 〔 国 10 公 87 私 3,920 〕
	今治市 今治松山森林計画区 医王山国有林 1 0 5 7 林班及 び 1 0 5 8 林班の全部 今治市内 朝倉北、朝倉下、朝倉南、石井町、今治村、馬島、 大西町、大三島町、上浦町、来島、高地町、 小浦町、桜井、砂場町、関前岡村、高部、旦、 近見町、波方町、登畑、伯方町、波止浜、古国分、 孫兵衛作、宮ヶ崎、宮窪町及び吉海町の各一部	3,715 〔 国 194 公 219 私 3,302 〕
	八幡浜市 日土町の一部	10 〔 国 0 公 0 私 10 〕
	西条市 河原津の一部	19 〔 国 2 公 7 私 10 〕

県 名	区 域	面 積 (ha)
愛媛県	大洲市 上須戒、豊茂丁及び長浜町の各一部	102 国 1 公 3 私 98
	越智郡上島町 魚島3番耕地の全部並びに生名、岩城、 魚島1番耕地、魚島2番耕地、弓削鎌田、 弓削上弓削、弓削久司浦、弓削佐島、弓削沢津、 弓削下弓削、弓削豊島及び弓削日比の各一部	819 国 10 公 199 私 610
	西宇和郡三崎町 正野の一部	131 国 3 公 3 私 125
愛媛県	愛媛県西宇和郡三崎町正野の地先海面並びに山口県熊毛郡上関町八島地内平根崎と愛媛県大洲市長浜町地内青島最西端を結ぶ線、同青島最西端から同青島最東端を結ぶ北側汀線、同青島最東端と同県伊予郡松前町重信川河口左岸最西端を結ぶ線、同重信川河口左岸最西端から同県今治市桜井地内大崎ヶ鼻最東端を結ぶ北側汀線、同大崎ヶ鼻最東端と香川県観音寺市地内財田川河口右岸最西端を結ぶ線以北の愛媛県に属する海岸、島しょ及び岩礁海域並びに海面の全部	
合 計		8,813 国 220 公 518 私 8,075

瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）

公 園 計 画 書

（公園計画の変更）

目 次

1	基本方針	43
2	規制計画	45
	保護規制計画	45
	ア 特別地域	45
	（ア）第1種特別地域	47
	（イ）第2種特別地域	52
	（ウ）第3種特別地域	69
	イ 普通地域	73
	ウ 面積内訳	74
3	施設計画	78
	利用施設計画	78
	ア 集団施設地区	78
	イ 単独施設	96
	ウ 道路	104
	（ア）車道	104
	（イ）歩道	106
	エ 運輸施設	114
4	参考事項	116
	（1）指定動植物	116
	（2）過去の経緯	119
	（3）公園区域及び公園計画の変更	120
	ア 公園区域及び保護規制計画	120
	イ 利用施設計画	152
	（ア）集団施設地区	152
	（イ）単独施設	154
	（ウ）道路	158
	（エ）運輸施設	160

1 基本方針

(1) 瀬戸内海国立公園の共通基本方針

瀬戸内海国立公園は、その比類ない内海多島海景観に加えて古くから営まれている人間生活がもたらした自然と人文とが調和した特色ある景観を有することから、わが国で最初の国立公園のひとつとして昭和9年に備讃瀬戸を中心に指定され、さらに昭和25年及び昭和31年と2度にわたり行われた公園区域の拡張により、紀淡、鳴門、関門、豊予の4海峡で画された瀬戸内海のほぼ全域、関係する県も兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、大分の10県に及ぶわが国屈指の海の国立公園となったものである。

しかしながら、その後の本公園を取り巻く社会条件の変化、特に昭和30年代後半から巨大化、本格化した工業開発あるいは都市化の著しい進展は、本公園の景観や環境の質を大きく変化させ、現公園区域及び公園計画では、これに十分対応できない状況にある。

このため、昭和50年より本公園の全域を対象とした公園区域の再検討を次の方針により関係県ごとに実施しているところである。

ア 瀬戸内海の自然と人文の調和した特色ある景観を、総体として保全していくため、次に掲げる地域について、公園区域への編入を検討する。

(ア) 内海景観の重要な構成要素となっている島しょ、岩礁、海浜等

(イ) 内海景観の良好な展望地及び今後海浜での自然とのふれあいなどの適切な公園利用を図っていくべき地域

(ウ) 林地、農地等で自然性はそれほど高くなくても瀬戸内海の景観の重要な構成要素となっている地域

(エ) 公園区域（陸域）地先の海面で、陸域と一体的に保護及び利用を図るべき地域

(オ) 瀬戸内海の歴史との深い関わりをもつ人文景観を有する地域

イ 現行公園陸域及び埋立地については、市街化や工業地域化が著しい等、公園として存続させる意義が失われた地域については、公園区域から削除する。

ウ 区域線の不明確な箇所については、明確な区域線を選定し直すとともに、必要な区域の変更を行う。

(2) 愛媛県地域に係る変更理由

愛媛県地域は、昭和25年に波止浜、桜井海岸、大三島等の陸域部が指定され、昭和31年の区域拡張により芸予諸島、防予諸島の島々や佐田岬半島等の陸域のほか、伊予灘、周防灘等の陸域の一部と海域が編入され、現在に至っている。

この間、本地域においては、本公園を取り巻く社会条件の変化による著しい都市化や、埋立等による工業開発、また、公園利用ニーズの多様化等により景観や自然環境の質、公園利用に大きな変容をもたらしているため、現行の公園区域及び公園計画では十分な対応ができない状況にある。

このため、地域全般にわたって再検討を行い、所要の変更を行うものである。

2 規制計画

保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表3：特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積 (ha)
愛媛県	松山市 小安居島の全部並びに安居島、石風呂町、宇和間、小浜、勝岡町、門田町、上怒和、熊田、神浦、太山寺町、高浜町、津和地、泊町、中島栗井、中島大浦、長師、饒、野忽那、畑里、二神、北条辻、宮野、睦月、元怒和、由良町及び吉木の各一部	2,791 国 2 公 70 私 2,719
	今治市 朝倉北、朝倉南、石井町、今治村、馬島、大西町、大三島町、上浦町、来島、高地町、小浦町、桜井、関前岡村、高部、近見町、波方町、伯方町、波止浜、古国分、孫兵衛作、宮窪町及び吉海町の各一部	2,555 国 55 公 137 私 2,363
	八幡浜市 日土町の一部	10 国 0 公 0 私 10
	西条市 河原津の一部	19 国 2 公 7 私 10
	大洲市 上須戒、豊茂丁及び長浜町の各一部	102 国 1 公 3 私 98

県 名	区 域	面 積 (ha)
愛媛県	越智郡上島町 魚島3番耕地の全部並びに 生名、岩城、 魚島1番耕地、魚島2番耕地、弓削鎌田、 弓削上弓削、弓削久司浦、弓削佐島、弓削沢津、 弓削下弓削、弓削豊島及び弓削日比の各一部	817 〔 国 10 公 197 私 610 〕
	西宇和郡三崎町 正野の一部	131 〔 国 3 公 3 私 125 〕
	合 計	6,425 〔 国 73 公 417 私 5,935 〕

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積 (ha)
愛媛県	松山市 宇和間、小浜、勝岡町、上怒和、熊田、神浦、 高浜町、津和地、中島栗井、長師、野忽那、二神、 北条辻、睦月、元怒和、由良町及び吉木の各一部	37 〔 国 0.2 〕 公 2 私 35
	今治市 大西町、大三島町、上浦町、伯方町、宮窪町及び 吉海町の各一部	25 〔 国 1 〕 公 0 私 24
	越智郡上島町 生名の一部	0 〔 国 0.01 〕 公 0 私 0.4
合 計		62 〔 国 1 〕 公 2 私 59

(表5：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
上島町周辺の 島しょ	愛媛県越智郡上島町 生名の一部 (亀島、甕島、大島及び小島の全部)
四十島	愛媛県今治市 上浦町の一部 (四十島の全部)
多々羅大橋付近の 島しょ	愛媛県今治市 上浦町の一部 (瓢箪島及び古城島の全部並びに古城島付近の島しょ)
肥海周辺の島しょ	愛媛県今治市 大三島町の一部 (松島、金剛礁、神殿島及び柵林島の全部並びに柵林島付近 の島しょ)
鵜島付近の島しょ	愛媛県今治市 伯方町及び宮窪町の各一部 (鶏小島、能島及び鯛崎島の全部)
宮窪町付近の 島しょ	愛媛県今治市 宮窪町の一部 (カマギ島、横島及び九十九島の全部)
吉海町周辺の 島しょ	愛媛県今治市 吉海町の一部 (波島、棚橋島、伯母島及び龍神島の全部)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
生名島の北部に位置し、無人の小島が散在している。内海多島海の景観を構成する重要な島しょである。 【旧計画：第1種特別地域】	0 〔 国 0.01 〕 公 0 私 0.4
大三島の北部に位置する無人島である。広島県との県境付近の内海多島海の景観を構成する重要な島しょである。 【旧計画：第1種特別地域】	0 〔 国 0 〕 公 0 私 0.1
多々羅大橋周辺に散在する小島群が、優れた内海多島海の景観を呈している。 【旧計画：第1種特別地域】	2 〔 国 0 〕 公 0 私 2
大三島の北西部に位置し、多数の無人の小島が散在している。内海多島海の景観を構成する重要な島しょである。 【旧計画：第1種特別地域】	9 〔 国 1 〕 公 0.02 私 8
鵜島の西部に位置し、多数の無人の小島が散在している。内海多島海の景観を呈している。 【旧計画：第1種特別地域】	2 〔 国 0 〕 公 0.3 私 2
大島東部に位置し、複数の無人島が散在している。内海多島海の景観を構成する重要な島しょである。 【旧計画：第1種特別地域】	7 〔 国 0 〕 公 0 私 7
大島の西部及び南部に位置し、複数の無人島が散在している。内海多島海の景観を構成する重要な島しょである。 【旧計画：第1種特別地域】	1 〔 国 0 〕 公 0 私 1

名 称	区 域
大西町北部海域	愛媛県今治市 大西町の一部 (帷子磯、怪島及び弓杖島の全部並びに弓杖島付近の島し ょ)
鹿島周辺の島しょ	愛媛県松山市 北条辻の一部 (男小鹿島、玉理寒戸及び千霧の全部)
中島周辺の島しょ	愛媛県松山市 宇和間、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、中島栗井、 長師、野忽那、二神、睦月、元怒和及び吉木の各一部 (小館場島、沖ノ孤島、地ノ孤島、小児島、小島、田ノ島、 竹ノ子島、クダコ島、芋小島、久兵衛小島、下二子島、 上二子島、高島、殿島、フグリ岩、横島、中島、鴨脊島及 び小市島の全部並びに小島及び二神島付近の島しょの全 部)
興居島周辺の 島しょ	愛媛県松山市 勝岡町、高浜町及び由良町の各一部 (犬ノ頭鼻、カモセ島、九十九島、四十島の全部)
合 計	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
大西町北部に位置し、無人の小島が散在している。内海多島海の景観を構成する重要な島しょである。 【旧計画：第1種特別地域】	4 (国 0.1 公 0 私 4)
松山市の鹿島西部に位置し、無人の小島が散在している。内海多島海の景観を構成する重要な島しょである。 【旧計画：第1種特別地域】	0 (国 0.2 公 0 私 0)
松山市の中島周辺に位置し、無人の小島が散在している。内海多島海の景観を構成する重要な島しょである。 【旧計画：第1種特別地域】	36 (国 0.4 公 1 私 35)
松山市の興居島周辺に位置し、無数の小島が散在している。内海多島海の景観を構成する重要な島しょである。 【旧計画：第1種特別地域】	1 (国 0 公 1 私 0)
	62 (国 1 公 2 私 59)

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積 (ha)
愛媛県	松山市 小安居島の全部並びに安居島、石風呂町、宇和間、 小浜、勝岡町、門田町、上怒和、熊田、神浦、 太山寺町、高浜町、津和地、泊町、中島栗井、 中島大浦、長師、饒、野忽那、畑里、二神、 北条辻、宮野、睦月、元怒和、由良町及び吉木の 各一部	2,582 〔 国 2 公 63 私 2,517 〕
	今治市 朝倉北、朝倉南、石井町、今治村、馬島、大西町、 大三島町、上浦町、来島、高地町、小浦町、桜井、 関前岡村、高部、近見町、波方町、伯方町、 波止浜、古国分、孫兵衛作、宮窪町及び吉海町の 各一部	2,521 〔 国 54 公 131 私 2,336 〕
	八幡浜市 日土町の一部	10 〔 国 0 公 0 私 10 〕
	西条市 河原津の一部	19 〔 国 2 公 7 私 10 〕
	大洲市 上須戒、豊茂丁及び長浜町の各一部	102 〔 国 1 公 3 私 98 〕

県 名	区 域	面 積 (ha)
愛媛県	越智郡上島町 魚島 3 番耕地の全部並びに 生名、岩城、魚島 1 番耕地、魚島 2 番耕地、 弓削鎌田、弓削上弓削、弓削久司浦、弓削佐島、 弓削沢津、弓削下弓削、弓削豊島及び弓削日比の 各一部	817 国 10 公 197 私 610
	西宇和郡三崎町 正野の一部	131 国 3 公 3 私 125
	合 計	6,182 国 72 公 404 私 5,706

(表 7 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
三山	愛媛県越智郡上島町弓削上弓削、弓削久司浦及び弓削沢津の各一部
佐島北部	愛媛県越智郡上島町弓削佐島の一部
浜都漁港周辺	愛媛県越智郡上島町弓削鎌田、弓削下弓削及び弓削日比の各一部
豊島	愛媛県越智郡上島町弓削豊島の一部（豊島）
平内島 鶴島	愛媛県越智郡上島町生名の一部（平内島、鶴島）
立石山	愛媛県越智郡上島町生名の一部
坪木島、能小島、 巖島	愛媛県越智郡上島町生名の一部 （坪木島、能小島及び巖島）
鏡山周辺	愛媛県今治市大三島町の一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
弓削島北部に位置し、燧灘の多島海の景観を構成する島しょと一体となって良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	156 (国 0.4) 公 24 私 132
上島町弓削佐島の北部に位置し、ウバメガシ、アラカシ等の照葉樹林が発達しており、良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	16 (国 0.1) 公 2 私 14
弓削島南部に位置し、クロマツの松原と砂浜による優れた海岸景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	26 (国 4) 公 3 私 19
弓削島の南東に位置する島であり、積善山、宝股山、笠松山等の主要展望地からの展望対象として、良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	25 (国 0) 公 4 私 21
生名島の北部に位置する島しょであり、金山港から小漕港までのフェリー航路からの展望対象として、良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	18 (国 1) 公 1 私 16
生名島の北部に位置し、溶岩台地の独立峰で、亀島、鶴島、平内等の内海の多島海景観の主要展望地である。 【旧計画：第2種特別地域】	82 (国 3) 公 6 私 73
生名島の東部に位置し、内海多島海の景観を構成する島しょであり、土生港から今治港までのフェリー航路や立石山、積善山等の主要展望地からの展望対象として良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	3 (国 0) 公 1 私 2
大三島の北西に位置する半島の先端であり、鏡山北斜面には、高木層のモチノキ、アラカシなど、亜高木層のタイミンタチバナ、ネズモチなどからなる照葉樹林が発達しており、優れた自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	91 (国 0) 公 0 私 91

名 称	区 域
大横島、小横島	愛媛県今治市大三島町の一部（大横島及び小横島）
御串山、城山周辺	愛媛県今治市大三島町の一部
鷺ヶ頭山	愛媛県今治市大三島町の一部
積善山	愛媛県越智郡上島町岩城の一部
鼻栗瀬戸周辺	愛媛県今治市上浦町及び伯方町の各一部 （瀬戸、開山、瀬山）
宝股山	愛媛県今治市伯方町の一部
道下、見近島、 鵜島	愛媛県今治市伯方町及び宮窪町の各一部 （見近島及び鵜島）

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
大三島と対岸の広島県大崎上島とのほぼ中央に位置し、宮浦港から木江港までのフェリー航路からの展望対象として良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	54 (国 0) (公 0) (私 54)
大三島の西部に位置する御串山周辺は、タイミンタチバナ、ネズミモチなどの照葉樹林が発達した、優れた自然景観を呈しており、台本川河口にある砂浜には、ハマサジ、ハママツナ、ハマゴウ等の海浜植物が群生し、良好な海岸景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	46 (国 0.02) (公 2) (私 44)
大三島のほぼ中央に位置し、燧灘、芸予諸島等の内海多島海の景観の主要展望地である。 【旧計画：第2種特別地域】	202 (国 0.3) (公 4) (私 198)
岩城島のほぼ中央に位置し、燧灘、伯方島、生口島等の内海多島海景観の主要展望地である。 【旧計画：第2種特別地域】	198 (国 2) (公 108) (私 88)
鼻栗瀬戸周辺に位置し、展望対象として良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	198 (国 5) (公 2) (私 191)
伯方島のほぼ中央に位置し、燧灘、芸予諸島の内海多島海の景観の主要展望地である。頂上には奇岩が多数あり、良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	211 (国 3) (公 1) (私 207)
伯方島南部と対岸の島々からなり、尾浦港から宮窪港までのフェリー航路からの展望対象として良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	142 (国 8) (公 5) (私 129)

名 称	区 域
魚島、高井神島、 江ノ島、瓢箪島	愛媛県越智郡上島町魚島3番耕地の全部並びに 魚島1番耕地及び魚島2番耕地の各一部 (魚島、高井神島、江ノ島、瓢箪島)
観音崎	愛媛県今治市関前岡村の一部
梶島、明神島	愛媛県今治市宮窪町の一部(梶島、明神島)
来島海峡	愛媛県今治市馬島、来島、小浦町及び吉海町の各一部 (毛無島、小武志島、武志島及び中渡島の全部並びに火内鼻 の一部)
津島、大突間島周 辺	愛媛県今治市吉海町の一部
亀老山、館山	愛媛県今治市吉海町の一部
大角鼻、塔ノ峰	愛媛県今治市波方町の一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
燧灘の中央に位置し、内海多島海の景観を構成する島しょであり、土生港から今治港までのフェリー航路から、また積善山、宝股山、亀老山、笠松山等の主要展望地からの展望対象として良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	293 〔 国 0.02 〕 公 48 私 245
岡村島の南部に位置し、斎灘、来島海峡等の展望地となっている。また、亀老山や大角鼻等の主要展望地からの展望対象として、良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	25 〔 国 0 〕 公 5 私 20
燧灘の南部に位置し、内海多島海の景観を構成する島しょであり、土生港から今治港までのフェリー航路から、また積善山、宝股山、亀老山、笠松山等の主要展望地からの展望対象として、良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	72 〔 国 0 〕 公 0 私 72
大島と四国の間に位置する来島海峡に点在する島しょが、内海多島海景観を構成している。各方面から今治港までのフェリー航路や糸山、波止浜、近見山等の主要展望地からの展望対象として良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	131 〔 国 3 〕 公 26 私 102
大島の西部に位置し、燧灘、芸予諸島等の主要展望地である。 【旧計画：第2種特別地域】	153 〔 国 0 〕 公 3 私 150
大島の南部に位置し、燧灘、芸予諸島等の主要展望地である。 【旧計画：第2種特別地域】	275 〔 国 0 〕 公 2 私 273
今治市波方町の北部に位置し、来島海峡を航行するフェリー航路からの展望対象として、良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	115 〔 国 9 〕 公 14 私 92

名 称	区 域
梶取ノ鼻、御崎	愛媛県今治市波方町の一部
波止浜	愛媛県今治市波止浜及び波方町の各一部
近見山	愛媛県今治市石井町、高地町、高部及び近見町の各一部
今治市東部島しょ	愛媛県今治市今治村及び桜井の各一部 (比岐島、粒島、地粒島、小比岐島、松(ハチ)島、平市島 及び小平市島の全部)
唐子浜	愛媛県今治市古国分の一部
東予集団施設地区	愛媛県今治市桜井及び西条市河原津の各一部
医王池	愛媛県今治市孫兵衛作の一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
今治市波方町の西部に位置する半島の突端であり、芸予諸島や斎灘の島しょ等の展望地である。御崎神社周辺のヤマモモ群落やアラカシ等の照葉樹林が発達しており、斎灘を航行するフェリー航路からの展望対象として良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	63 〔 国 8 〕 〔 公 2 〕 〔 私 53 〕
今治市北部及び波方町東部に位置し、来島海峡の内海多島海の景観を一望できる主要展望地である。 【旧計画：第2種特別地域】	32 〔 国 0 〕 〔 公 6 〕 〔 私 26 〕
今治市北部に位置し、燧灘、芸予諸島、斎灘等の内海多島海の景観を一望することができる主要展望地である。 【旧計画：第2種特別地域】	246 〔 国 3 〕 〔 公 14 〕 〔 私 229 〕
今治市東部に位置し、燧灘の内海多島海景観を構成する島しょであり、亀老山、近見山、笠松山等の主要展望地からの展望対象として、良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	62 〔 国 0 〕 〔 公 25 〕 〔 私 37 〕
今治市東部に位置し、ハマエンドウ、ハマヒルガオ、ハマゴウ等の海浜植物が群生し、優れた海岸景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	14 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 14 〕
今治市南部及び西条市北部に位置し、燧灘の内海多島海の景観の主要展望地である。桜井海岸には、ハマエンドウ、ハマヒルガオ、ハマゴウ等の海浜植物が群生し、良好な海岸景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域・第3種特別地域】	75 〔 国 15 〕 〔 公 24 〕 〔 私 36 〕
今治市南部に位置し、サギソウ、ミズハナビ、ミズトンボ等の湿地性植物が、優れた自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	3 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 3 〕

名 称	区 域
鴨池海岸	愛媛県今治市大西町の一部
笠松山	愛媛県今治市朝倉北及び朝倉南の各一部
安居島周辺	愛媛県松山市小安居島の全部及び安居島の一部
鹿島	愛媛県松山市北条辻の一部（鹿島）
怒和島及び津和地島周辺	愛媛県松山市上怒和、津和地、饒、二神、元怒和及び吉木の各一部 (大館場島、流児島及び伊予崎の先の島の全部並びに怒和島、津和地島及び二神島の各一部)
歌崎から泰ノ山周辺	愛媛県松山市中島栗井、中島大浦、饒、畑里及び吉木の各一部
芋子瀬戸	愛媛県松山市野忽那及び睦月の各一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
大西町東部に位置し、斎灘や燧灘の内海多島海の景観の主要展望地である。ハマエンドウ、ハマヒルガオ等の海浜植物が群生し、良好な海岸景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	49 (国 0) (公 1) (私 48)
今治市南東部に位置し、燧灘、斎灘の内海多島海の景観の主要展望地である。 【旧計画：第2種特別地域】	281 (国 2) (公 2) (私 277)
松山市北部に位置し、斎灘の内海多島海の景観を構成する島しょであり、亀老山等の主要展望地からの展望対象として、良好な自然環境を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	26 (国 0) (公 1) (私 25)
松山市北部に位置する島であり、クスノキ、シロダモ、タブ等の樹林に被われており、クスドイケ、サカキカズラ等の南方系植物や、頂上付近にはイブキ林が見られるなど、優れた植生景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	13 (国 0) (公 13) (私 0)
中島本島の北西部から南西部に位置し、防予諸島の多島海の景観を構成する島しょである。伊予灘を航行するフェリー航路からの展望対象として良好な自然環境を呈している。 また、津和地島氏神鼻のカシワ群落や二神島城山のイブキ群落など、優れた植生景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	890 (国 1) (公 13) (私 876)
中島本島北部に位置し、防予諸島の内海多島海の景観と一体となり良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	383 (国 0) (公 3) (私 380)
中島本島東部に位置し、防予諸島の内海多島海の景観を構成する島しょである。斎灘を航行するフェリーからの展望対象として、良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	176 (国 0) (公 4) (私 172)

名 称	区 域
瀬木戸海峡	愛媛県松山市小浜、長師及び睦月の各一部
大里山から赤崎、城	愛媛県松山市宇和間、小浜、熊田、神浦、宮野及び吉木の各一部
由利島	愛媛県松山市二神の一部（由利島）
興居島北部	愛媛県松山市門田町及び由良町の各一部
白石ノ鼻、経ヶ森	愛媛県松山市石風呂町、勝岡町、太山寺町及び高浜町の各一部
高戸山周辺	愛媛県松山市由良町の一部
小富士周辺	愛媛県松山市泊町の一部
釣島	愛媛県松山市泊町の一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
中島本島南東部及び陸月島の西部であり、防予諸島の内海多島海の景観を構成している。斎灘を航行するフェリー航路からの展望対象として良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	166 (国 0) (公 4) (私 162)
中島本島の南西部に位置し、防予諸島の内海多島海景観を構成する島しょであり、釣島水道等を航行するフェリー航路からの展望対象として、良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	150 (国 0.01) (公 1) (私 149)
中島本島の南西に位置し、防予諸島の内海多島海の景観を構成する島しょである。伊予灘のフェリー航路からの展望対象として良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	75 (国 0) (公 0) (私 75)
松山市西部に位置し、頭崎、犬吠山、御手鼻及び神崎等釣島海峡周辺からの展望対象として良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	114 (国 0) (公 4) (私 110)
松山市西部に位置し、斎灘、伊予灘等の内海多島海景観の展望地である。 【旧計画：第2種特別地域】	198 (国 0) (公 2) (私 196)
興居島の中央部に位置し、斎灘、伊予灘等の内海多島海景観の展望地である。 【旧計画：第2種特別地域】	81 (国 0) (公 3) (私 78)
興居島の南部に位置し、伊予灘の内海多島海景観と一体となった、良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	267 (国 1) (公 11) (私 255)
興居島の南西部に位置し、伊予灘の内海多島海の景観を構成する島であり、良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	43 (国 0) (公 4) (私 39)

名 称	区 域
出石山	愛媛県八幡浜市日土町、大洲市上須戒及び豊茂丁の各一部
青島	愛媛県大洲市長浜町の一部 (青島)
佐田岬	愛媛県西宇和郡三崎町正野の一部
合 計	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
伊予灘を構成する島しょ、佐田岬半島、宇和海の主要展望地である。また、山頂付近にはスギの老木もあり、優れた自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	72 (国 0) 公 3 私 69
伊予灘南部に位置し、伊予灘の内海多島海の景観を構成する島である。 【旧計画：第2種特別地域】	40 (国 1) 公 0.35 私 39
佐田岬半島の先端に位置し、伊予灘を構成する島しょや対岸の九州を望む展望地である。また、岩礁に囲まれた優れた自然景観を呈している。 【旧計画：第2種特別地域】	131 (国 3) 公 3 私 125
	6,182 (国 72) 公 404 私 5,706

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積 (ha)
愛媛県	松山市 門田町及び由良町の各一部	172 国 0.2 公 5 私 167
	今治市 桜井の一部	9 国 0 公 6 私 3
合 計		181 国 0 公 11 私 170

(表 9 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
興居島	愛媛県松山市門田町及び由良町の各一部
桜井海岸周辺	愛媛県今治市桜井の一部（虎ヶ鼻）
合 計	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
興居島の北部から中央部に位置し、伊予灘の内海多島海の景観と一体となった、良好な自然景観を呈している。 【旧計画：第3種特別地域】	172 〔 国 0 〕 公 5 私 167
今治市東部に位置し、ハマエンドウ、ハマヒルガオ、ハマゴウ等の海浜植物が群生し、優れた海岸景観を呈している。 【旧計画：第3種特別地域】	9 〔 国 0 〕 公 6 私 3
	181 〔 国 0 〕 公 11 私 170

イ 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 10 : 普通地域総括表)

県 名	区 域	面 積 (ha)
愛媛県	松山市 宇和間、小浜、熊田、神浦、中島栗井、中島大浦、 長師、饒、野忽那、畑里、北条辻、宮野、睦月、 由良町及び吉木の各一部	1,226 〔 国 8 公 17 私 1,201 〕
	今治市内 今治松山森林計画区医王山国有林 1057 林班及び 1058 林班の全部 今治市朝倉下、馬島、大三島町、来島、小浦町、 砂場町、関前岡村、旦、波方町、登畑、宮ヶ崎、 宮窪町及び吉海町の各一部	1,160 〔 国 139 公 82 私 939 〕
	越智郡上島町弓削日比及び魚島 1 番耕地の各一部	2 〔 国 0 公 2.1 私 0 〕
愛媛県西宇和郡三崎町正野の地先海面並びに山口県熊毛郡上関町 八島地内平根崎と愛媛県大洲市長浜町地内青島最西端を結ぶ線、 同青島最西端から同青島最東端を結ぶ北側汀線、同青島最東端と 同県伊予郡松前町重信川河口左岸最西端を結ぶ線、同重信川河口 左岸最西端から同県今治市桜井地内大崎ヶ鼻最東端を結ぶ北側汀 線、同大崎ヶ鼻最東端と香川県観音寺市地内財田川河口右岸最西 端を結ぶ線以北の愛媛県に属する海岸、島しょ及び岩礁海域並び に海面の全部		
合 計		2,388 〔 国 147 公 101 私 2,140 〕

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有面積（変更後）

(表 1 1 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地 域 区 分		特 別 地					
地 種 区 分		第 1 種特別地域			第 2 種特別地域		
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私
	土地所有別面積	1	2	59	72	404	5,706
	地種区分別面積 (比率)	62 (1)			6,182 (96)		
	地 域 別 面 積 (比率)	6,425 (100)					

(単位：面積ha、比率%)

域			普 通 地 域 (陸 域)			合 計 (陸 域)		
第3種特別地域								
国	公	私	国	公	私	国	公	私
0	11	170	147	101	2,140	220	518	8,075
181 (3)			2,388			8,813		

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 1 2 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名		現 行					
		特 別 地 域				普通地域 (陸域)	合 計 (陸域) A
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計		
愛媛県	松 山 市	37	2,582	172	2,791	1,219	4,010
	今 治 市	25	2,505	25	2,555	1,158	3,713
	八 幡 浜 市	0	10	0	10	0	10
	西 条 市	0	19	0	19	0	19
	大 洲 市	0	102	0	102	0	102
	越智郡 上島町	0	818	0	818	0	818
	西宇和郡 三崎町	0	131	0	131	0	131
合 計		62	6,167	197	6,426	2,377	8,803

※各々の面積は、再計測により得た値に基づくものである。

(単位 : ha)

変 更 後						増減 (陸域) B - A
特 別 地 域				普通地域 (陸域)	合計 (陸域) B	
第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計			
37	2,582	172	2,791	1,226	4,017	7
25	2,521	9	2,555	1,160	3,715	2
0	10	0	10	0	10	0
0	19	0	19	0	19	0
0	102	0	102	0	102	0
0	817	0	817	2	819	1
0	131	0	131	0	131	0
62	6,182	181	6,425	2,388	8,813	10

3 施設計画

(1) 利用施設計画

ア 集団施設地区

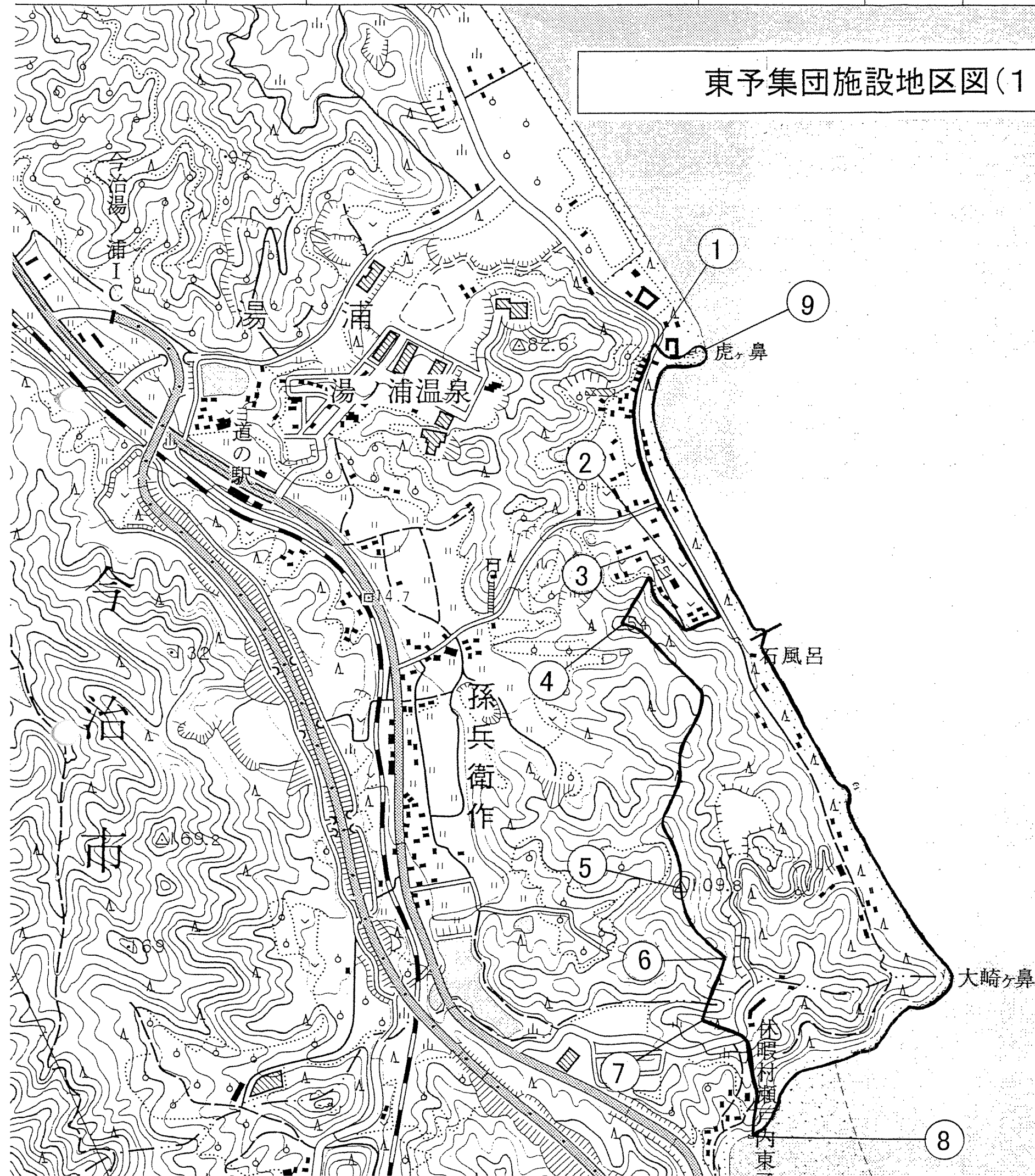
集団施設地区を次のとおりとする。

(表 1 3 : 集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
1	東 予	愛媛県今治市桜井及び西条市河原津の各一部	東予地区は、瀬戸内海国立公園の利用拠点であり、今治市、西条市及び新居浜市などの県内の都市より近距離にあり温泉が引湯されていることなどから、海辺休養などの総合的な保健休養地として位置づける。 付近一帯の自然景観が良好であり、地区北側の海岸の砂浜にはクロマツが生育し、白砂青松の海岸景観を呈している。 地区内高台からの展望は、南方向に石鎚連峰、東方向より北方向にかけて燧灘、来島海峡、芸予諸島が見渡せる多島海景観の眺望に優れている。 このため多島海の景観の展望や自然探勝、夏季を中心とした海水浴などの多様な利用ニーズに対応した整備を行う。また、近隣には四国八十八ヶ所巡りの札所等の歴史資源も有することから、当公園の自然及び歴史文化にふれあうための拠点として、滞在型利用を重点に置いた施設を計画するものとする。

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係	
東予整備計画区 (南部地区：宿舍 周辺)	集団施設地区南部の休暇村瀬戸内東予とその周辺の区域である。標高約70mの高台から多島海景観を眺望でき、展望や散策等の利用拠点となっている。 宿舎周辺には、駐車場、園路、東屋、便所等が整備されており、宿泊利用者などの自然とのふれあいを促進するため、歩道、階段等の老朽化した施設の再整備を促進する。	43.3	一般計画 昭40.3.19決定 区域 昭40.3.19指定	
(東部地区：海水 浴場周辺)	集団施設地区の南東部に位置し、夏季の海水浴を主体に釣りや海岸散策など多くの利用者が訪れている。 海岸からも燧灘の多島海と白砂青松の海岸の景観、南に石鎚連峰などが望める。 周辺には、園地、休憩所、駐車場、便所、芝生広場、園路等が整備されており、日帰り利用の拠点として、休憩所の整備を図る。			
(西部地区：野営 場周辺)	集団施設地区のほぼ中央に位置し、三方を丘陵に囲まれた平坦地で、テントサイト、炊事棟、便所、園路等野営のための施設が整備されており、夏季を中心に利用されている。 管理のための施設の容量が不足していることに加え、老朽化も進行しており、快適な利用のための再整備を検討する。			
面 積 計		国	公	私
		8.1	12.0	23.2
		43.3		

東予集団施設地区図(1:10000)



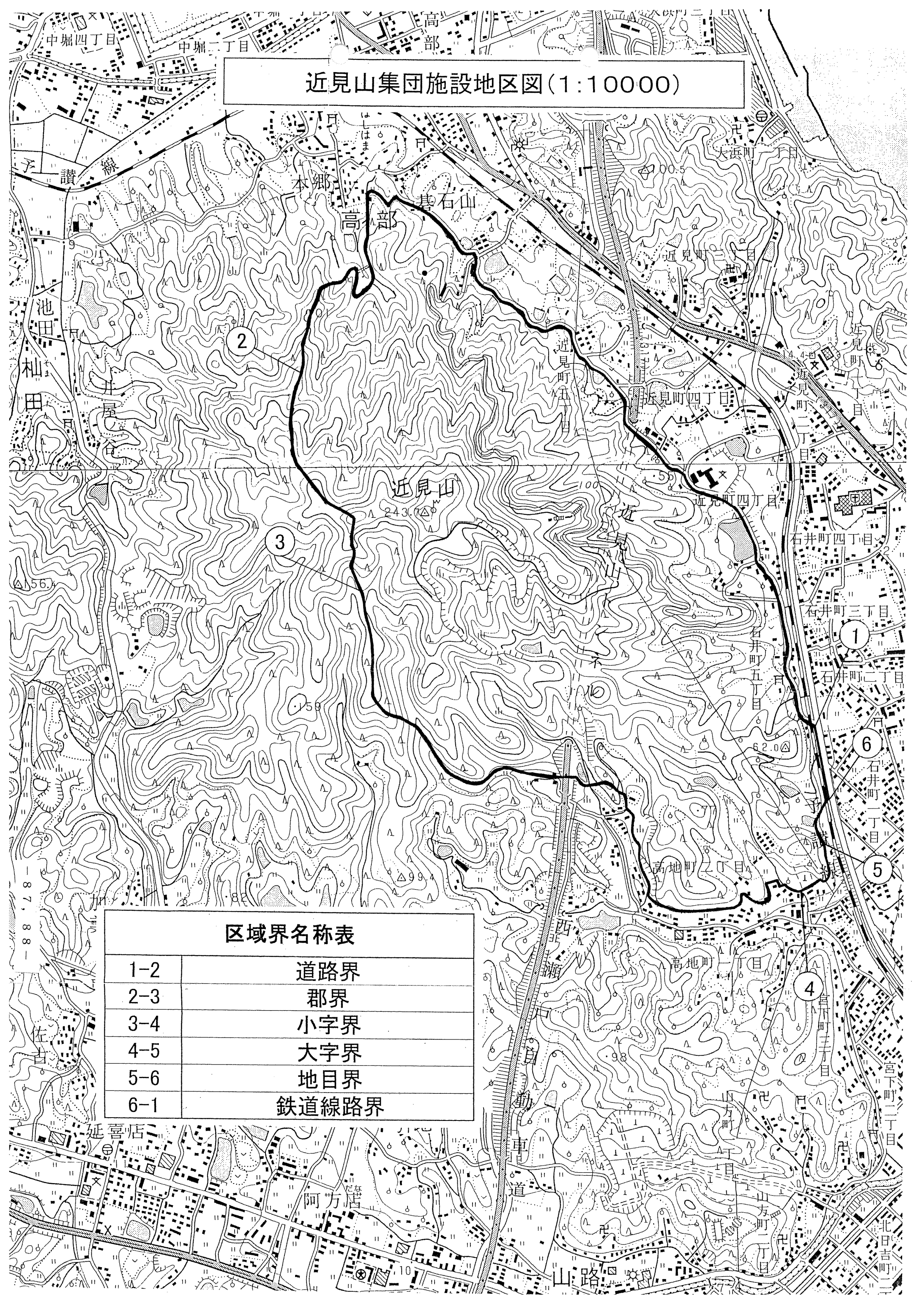
区域界名称表

1-2	道路(含む)界
2-3	所有別(財・私)界
3-4	所有別(国・私)界
4-5	国立公園界
5-6	稜線界
6-7	見透線界
7-8	稜線界
8-9	汀線界
9-1	国立公園界

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
2	近 見 山	愛媛県今治市石井町、高地町 高部及び近見町の各一部	近見山は、瀬戸内海国立公園における利用拠点であり、今治市、西条市及び新居浜市などの県内の都市より近距離にある。石鎚連峰や市街地、来島海峡、芸予諸島などを望む眺望の優れた展望地である。また、渡り鳥の飛来コースでもあり、バードウォッチングや散策などの利用も多い。 山頂付近から南東側山腹には、自転車を使用したレクリエーションを行うための整備がされているなど、丘陵を活用した野外活動に適していることから、展望園地及び野外活動拠として位置づける。 山頂からの展望は、南方向に石鎚連峰、西方向にかけて燧灘、来島海峡、芸予諸島、斎灘などが一望できる多島海景観の眺望は佳良である。 地区からの多島海景観の眺望や恵まれた自然資源、好アクセスなどの条件を活かし、当公園の自然にふれあうための拠点として、多様な利用ニーズに対応した整備を行う。特に、日帰り、通過利用が多い点に配慮し、施設を計画するものとする。

整備計画区及び基盤施設	整 備 方 針			面積 (ha)	旧計画との関係
近見山整備計画区	近見山は、市街地に囲まれた標高244mの分離丘陵地である。南方向は石鎚連峰、北方向は瀬戸内海、芸予諸島などが眺望でき、多島海景観の絶好の展望地であり、休憩所、駐車場、園路等の利用施設が整備されている。 展望観賞、自然体験・学習等自然とのふれあい利用を促進する。特に、当地区に多い日帰り利用者の快適な利用のための施設の整備を図る。 計画区北側の山頂周辺は、多島海景観の眺望を活かし、展望施設を中心に、公共駐車場、展望休憩のための園地やトイレ等快適な利用が図られるよう施設の整備を図る。 計画区南側は、水生生物、野鳥等の自然体験・学習のためのフィールドとして、歩道、林間園地、観察舎等を整備する。			246.0	一般計画 昭31.6.15決定 区域 昭31.6.15指定
園路（車道）	既存の車道が、幅員が狭く離合できないことから、快適な利用を促進するため再整備を図る。				
道路（歩道）	自然探勝及び散策のための既設歩道を、各施設を有機的に連絡する歩道とするため、再整備を図る。				
給水施設	山頂付近には給水施設がないため、中腹の給水施設の延長を検討する。				
	面 積 計	国	公	私	
		2.6	13.9	229.5	
		246.0			

近見山集团施設地区図(1:10000)



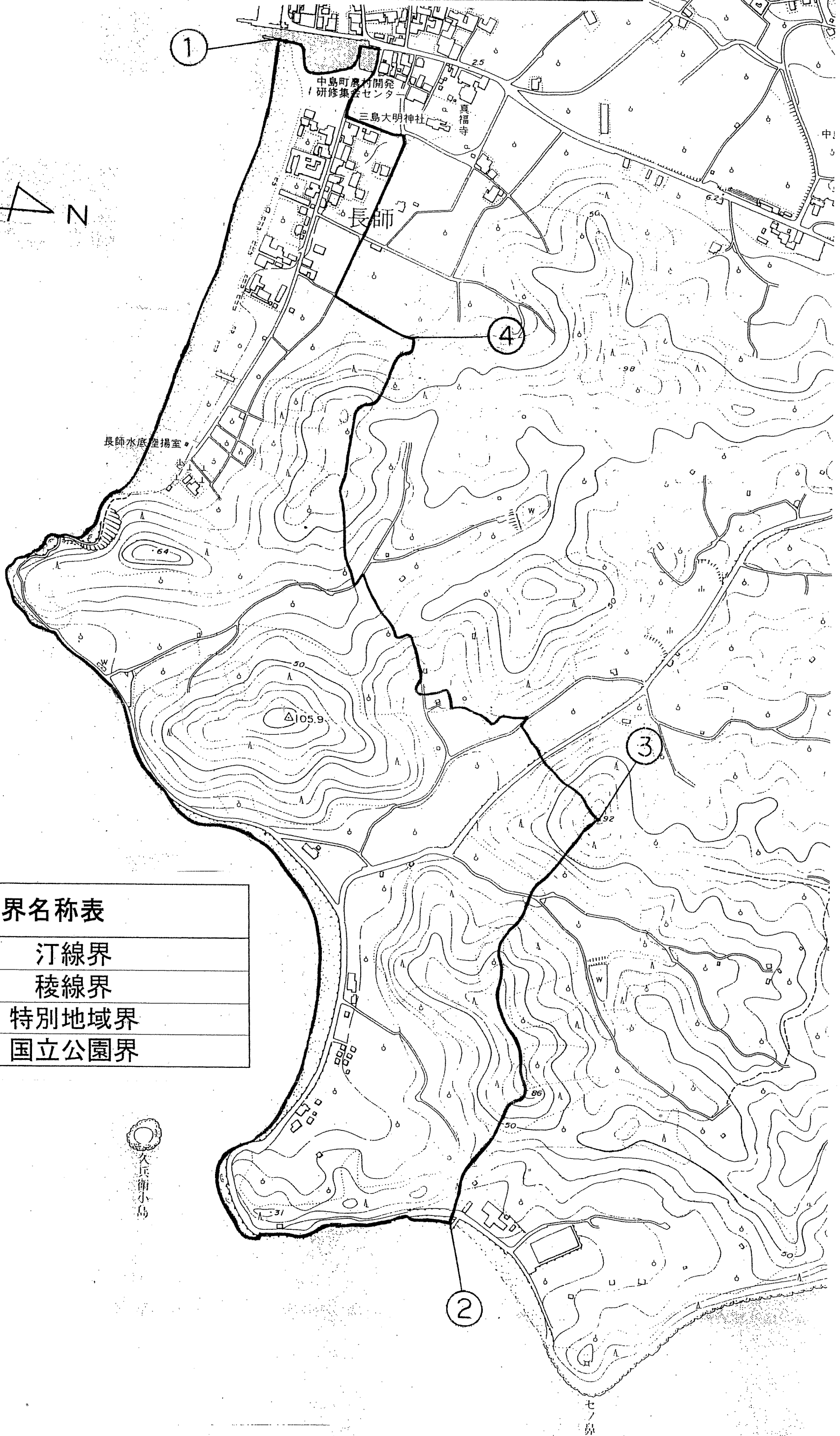
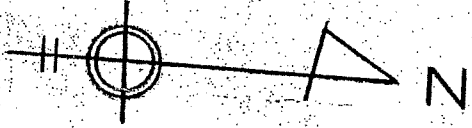
区域界名称表

1-2	道路界
2-3	郡界
3-4	小字界
4-5	大字界
5-6	地目界
6-1	鉄道線路界

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
3	姫 原	愛媛県松山市小浜及び長師の各一部	姫原は、松山市の北西約15km、中島本島の南東部の海岸に面した地区である。温暖な気候のため県内でも有数のミカンの産地となっており、多島海景観など自然条件に恵まれていることから、海辺休養地として位置づける。 地区内の海岸の砂浜は、海水浴に多く利用され、キャンプ場や休憩所などが整備されている。地区内高台からは、南方向から西方向にかけて釣島水道、興居島、高島、由利島などの島々が見渡せる多島海景観が眺望できる。また、対岸の島では過去に無人島体験なども実施されていた。 地区からの多島海景観の展望、自然探勝及び夏季を中心とした海水浴など、恵まれた自然資源を活かし、当公園の自然観察や自然にふれあうための拠点として、滞在型利用に重点に置いた施設を計画するものとする。

整備計画区及び基盤施設	整備方針			面積(ha)	旧計画との関係
姫原整備計画区	海岸沿いに位置しているため、多島海景観の眺望地であり、海水浴場、野営場、園地等の利用施設が整備されている。当該地域における滞在型の自然とのふれあい利用を促進する。 姫ヶ浜地区は、多島海景観の眺望を活かし、海水浴利用のための休憩所、園地、公共駐車場、トイレ等快適な利用が図られるよう施設の整備を図る。 地区中央部の高台は、多島海景観を眺望する施設とするため、歩道、展望園地等快適な利用が図られるよう施設の整備を図る。 大串地区は、海辺の自然体験・学習、海水浴等自然とのふれあい利用の拠点とするため、野営場の再整備を行うとともに、多目的広場の整備や自然観察や体験学習のための施設の整備を図る。			49.9	一般計画 昭32.10.23決定 区域 昭32.10.23指定
園路（車道）	各施設を有機的に連絡する車道の整備を図る。				
園路（歩道）	各施設を有機的に連絡し、自然探勝及び散策を行うための遊歩道を整備する。 姫ヶ浜から大串への海岸沿いの遊歩道は、法面からの落石等により通行止めとなっていることから、利用者の安全確保のための措置を検討する。				
給水施設	野営場の井戸水が飲用に適さないことから、野営場への給水施設の整備を図る。				
	面 積 計	国	公	私	
		0	3.4	46.5	
		49.9			

如原集団施設地区図(1:5000)



区域界名称表

1-2	汀線界
2-3	稜線界
3-4	特別地域界
4-1	国立公園界



イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 14 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1	園 地	愛媛県松山市（歌崎）
2	園 地	愛媛県松山市（泰ノ山）
3	園 地	愛媛県松山市（旗山）
4	園 地	愛媛県松山市（岡鼻）
5	園 地	愛媛県松山市（鹿島）
6	宿 舎	愛媛県松山市（鹿島）
7	野営場	愛媛県松山市（ヌカバ）
8	園 地	愛媛県松山市（城ノ鼻）
9	園 地	愛媛県松山市（皿山）
10	園 地	愛媛県松山市（絵基）
11	園 地	愛媛県松山市（からも）
12	園 地	愛媛県松山市（ホウ崎）
13	園 地	愛媛県松山市（アラレ高地）

整 備 方 針	旧計画との関係
歌崎の海浜探勝のための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
泰ノ山の探勝及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
旗山頂上の探勝及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
岡鼻から多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
鹿島から多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
鹿島の宿泊拠点として宿舎を整備する。	昭和32年10月23日 告示
ヌカバの海浜探勝及び海水浴等の拠点として野営場を整備する。	昭和32年10月23日 告示
城ノ鼻から多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
オイラン山頂上の探勝及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
絵基の海浜探勝及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
からもの海浜探勝及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
ホウ崎の海浜探勝のための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
アラレ高地の探勝及び多島海展望のための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示

番号	種 類	位 置
14	園 地	愛媛県松山市（神の山）
15	園 地	愛媛県松山市（犬伏山）
16	園 地	愛媛県松山市（高戸山）
17	園 地	愛媛県松山市（小富士）
18	園 地	愛媛県松山市（経ヶ森）
19	園 地	愛媛県松山市（御手洗）
20	野営場	愛媛県松山市（御手洗）
21	園 地	愛媛県今治市（御串山）
22	園 地	愛媛県今治市（横島）
23	宿 舎	愛媛県今治市（越道）
24	園 地	愛媛県今治市（櫛山）
25	園 地	愛媛県今治市（鷺ヶ頭山）
26	野営場	愛媛県今治市（入日滝）

整 備 方 針	旧計画との関係
神の山頂上の探勝及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
犬伏山頂上から多島海を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
高戸山からの多島海景観の展望及びピクニックのための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
小富士頂上から多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
経ヶ森の探勝のための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
御手洗の海浜探勝及び海水浴の拠点として園地を整備する。	新 規
御手洗の海浜探勝利用者のための野営場を整備する。	昭和32年10月23日 告示
御申山の探勝及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
横島の探勝、海水浴及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	新 規
越道地区の宿泊拠点として宿舎を整備する。	昭和32年10月23日 告示
榑山から多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
鷲ヶ頭山の探勝、休憩及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
入日滝の探勝のための利用拠点として野営場を整備する。	昭和32年10月23日 告示

番号	種 類	位 置
27	園 地	愛媛県今治市（開山頂上）
28	園 地	愛媛県今治市（宝股山）
29	野営場	愛媛県今治市（道下）
30	園 地	愛媛県今治市（観音崎）
31	園 地	愛媛県今治市（塔ノ峰）
32	園 地	愛媛県今治市（小島）
33	園 地	愛媛県今治市（亀老山）
34	園 地	愛媛県今治市（糸山）
35	宿 舎	愛媛県今治市（糸山）
36	園 地	愛媛県今治市（波止浜）
37	園 地	愛媛県今治市（鳶鴉山）
38	野営場	愛媛県今治市（鴨池）
39	園 地	愛媛県今治市（唐子浜）

整備方針	旧計画との関係
開山頂上の探勝及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日告示
宝股山頂上の探勝及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日告示
道下の探勝及び海水浴の拠点として野営場を整備する。	新規
観音崎の海浜探勝のための園地として整備する。	昭和32年10月23日告示
塔ノ峰から多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日告示
来島海峡及び斎灘等を展望するための園地として整備する。	新規
亀老山から多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日告示
糸山から来島海峡及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	平成 6年 8月16日告示
糸山の宿泊拠点として宿舎を整備する。	新規
来島海峡及び燧灘を展望するための園地として整備する。	新規 波止浜集団施設地区から振替
鳶鴉山の探勝、休憩及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和38年 7月 5日告示
鴨池海岸の探勝及び海水浴等の拠点として野営場を整備する。	新規
唐子浜の海水浴利用者のための園地を整備する。	新規

番号	種 類	位 置
40	園 地	愛媛県今治市（笠松山）
41	駐車場	愛媛県今治市（笠松山）
42	園 地	愛媛県大洲市（金山）
43	宿 舎	愛媛県大洲市（金山）
44	園 地	愛媛県越智郡上島町（立石山）
45	園 地	愛媛県越智郡上島町（三山）
46	園 地	愛媛県越智郡上島町（積善山）
47	園 地	愛媛県越智郡上島町（法王ヶ原）
48	宿 舎	愛媛県越智郡上島町（法王ヶ原）
49	園 地	愛媛県越智郡上島町（白井田山）
50	園 地	愛媛県西宇和郡三崎町（横峯）
51	園 地	愛媛県西宇和郡三崎町（佐田岬）
52	野営場	愛媛県西宇和郡三崎町（佐田岬）

整 備 方 針	旧計画との関係
笠松山の探勝及び休憩のための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
笠松山地区の利用基地として駐車場を整備する。	昭和41年12月14日 告示
金山の探勝のための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
金山地区の宿泊拠点として宿舎を整備する。	昭和32年10月23日 告示
立石山の探勝及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
三山頂上から多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
積善山の探勝及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
法王ヶ原の海浜探勝のための園地として整備する。	昭和45年 4月11日 告示
法王ヶ原地区の宿泊拠点として宿舎を整備する。	昭和45年 4月11日 告示
白井田山から多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
横峯から多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
佐田岬の探勝及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	昭和32年10月23日 告示
佐田岬の探勝及び海水浴の拠点として野営場を整備する。	昭和32年10月23日 告示

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 15 : 道路 (車道) 表)

番号	路 線 名	区 間	主要経過地
1	経ヶ森線	起点－愛媛県松山市 (石風呂町・国立公園境界) 終点－愛媛県松山市 (高浜町・経ヶ森)	
2	糸山線	起点－愛媛県今治市 (砂場町・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (小浦町・糸山)	
3	近見山登山線	起点－愛媛県今治市 (高部・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (石井町・国立公園境界)	
4	孫兵衛作線	起点－愛媛県今治市 (孫兵衛作・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (桜井・桜井海岸)	
5	笠松山線	起点－愛媛県今治市 (孫兵衛作・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (朝倉南・国立公園境界)	
6	桜井海岸線	起点－愛媛県西条市 (河原津・行政界) 終点－愛媛県今治市 (桜井・桜井海岸)	

整 備 方 針	旧計画との関係
石風呂町から経ヶ森に至る道路として整備する。	昭和32年10月23日 告示
砂場町より糸山園地及び糸山宿舎に至る道路として整備する。	昭和37年 4月 9日 告示
波止浜方面より近見山に至る道路として整備する。	昭和37年12月15日 告示
孫兵衛作から桜井に至る道路として整備する。	昭和32年10月23日 告示
朝倉村から孫兵衛作に至る道路として整備する。	昭和41年12月14日 告示
国道196号線より休暇村瀬戸内東予及び桜井海岸に至る道路として整備する。	昭和39年 6月13日 告示

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 16 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	港からも線	起点－愛媛県松山市 (津和地・国立公園境界) 終点－愛媛県松山市 (津和地・からも)	旗山
2	大浦歌崎線	起点－愛媛県松山市 (中島大浦・国立公園境界) 終点－愛媛県松山市 (中島栗井・国立公園境界)	秦ノ山
3	野忽那周廻線	起点－愛媛県松山市 (野忽那・国立公園境界) 終点－愛媛県松山市 (野忽那・国立公園境界)	オイラン山、 皿山、岡鼻
4	ホウ崎周廻線	起点－愛媛県松山市 (元怒和・国立公園境界) 終点－愛媛県松山市 (元怒和・ホウ崎)	
5	神浦泰ノ山線	起点－愛媛県松山市 (神浦・国立公園境界) 終点－愛媛県松山市 (中島大浦・大浦歌崎線 (歩道) 分岐点)	大里山
6	港アラレ線	起点－愛媛県松山市 (二神・国立公園境界) 終点－愛媛県松山市 (二神・アラレ)	
7	経ヶ森登山線	起点－愛媛県松山市 (太山寺町・国立公園境界) 終点－愛媛県松山市 (高浜町・経ヶ森)	

整 備 方 針	旧計画との関係
旗山を経てからもに至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
中島大浦から泰ノ山を経て歌崎に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
野忽那島内の探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
ホウ崎に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
神浦から大里山を経て泰ノ山に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
二神島内の探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
経ヶ森に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示

番号	路 線 名	区 間	主要経過地
8	泊犬伏線	起点－愛媛県松山市 (泊町・国立公園境界) 終点－愛媛県松山市 (門田町・犬伏山頂上)	御手洗、高戸山、鷲ヶ巣、小富士
9	御串山線	起点－愛媛県今治市 (大三島町・栈橋前) 終点－愛媛県今治市 (大三島町・国立公園境界)	
10	宮浦鷲ヶ頭山線	起点－愛媛県今治市 (大三島町・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (大三島町・鷲ヶ頭山頂上)	安神山
11	鷲ヶ頭山線	起点－愛媛県今治市 (大三島町・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (大三島町・鷲ヶ頭山頂上)	台川
12	開山線	起点－愛媛県今治市 (伯方町・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (伯方町・開山頂上)	
13	宝股山登山線	起点－愛媛県今治市 (伯方町・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (伯方町・国立公園境界)	宝股山
14	道下線	起点－愛媛県今治市 (伯方町・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (伯方町・国立公園境界)	
15	観音崎線	起点－愛媛県今治市 (関前岡村・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (関前岡村・観音崎)	

整 備 方 針	旧計画との関係
御手洗、高戸山、鷲ヶ巣、及び小富士を經由し、犬伏山頂上に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
御串山の探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
上条より安神山を経て鷲ヶ頭山頂上に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
山田から鷲ヶ頭山頂上に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
熊口から開山頂上に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
有津から宝股山を経て伊方に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
道下から矢崎に至る探勝歩道として整備する。	新 規
観音崎の探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示

番号	路 線 名	区 間	主要経過地
16	大角鼻線	起点－愛媛県今治市 (波方町・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (波方町・塔ノ峰)	大角鼻
17	正味名駒線	起点－愛媛県今治市 (吉海町・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (吉海町・国立公園境界)	地藏鼻
18	糸山線	起点－愛媛県今治市 (砂場町・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (小浦町・糸山頂上)	
19	波止浜波方線	起点－愛媛県今治市 (波止浜・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (波方町・塔ノ峰)	波止浜公園、 海山、塔の峰
20	高部近見山線	起点－愛媛県今治市 (高部・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (近見町・近見山頂上)	
21	四国自然歩道線	起点－愛媛県今治市 (古国分・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (桜井・国立公園境界) 起点－愛媛県今治市 (桜井・国立公園境界) 起点－愛媛県今治市 (孫兵衛作・国立公園境界) 起点－愛媛県今治市 (孫兵衛作・国立公園境界) 起点－愛媛県今治市 (孫兵衛作・国立公園境界)	

整 備 方 針	旧計画との関係
大角鼻経て塔ノ峰に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
正味から地蔵鼻を経て名駒に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
糸山頂上に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
波止浜公園から海山を経て塔ノ峰に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
波止浜方面より近見山頂上に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
四国自然歩道として整備する。	平成11年 2月 2日 告示

番号	路 線 名	区 間	主要經過地
22	桜井海岸線	起点－愛媛県今治市 (桜井・東予集団施設地区内) 終点－愛媛県今治市 (桜井・国立公園境界)	
23	朝倉楠河線	起点－愛媛県今治市 (朝倉南・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (朝倉上・国立公園境界)	笠松山、世田山
24	笠松山線	起点－愛媛県今治市 (朝倉南・国立公園境界) 終点－愛媛県今治市 (朝倉北・笠松山頂上)	
25	上弓削鯨線	起点－愛媛県越智郡上島町 (弓削上弓削・国立公園境界) 終点－愛媛県越智郡上島町 (弓削久司浦・国立公園境界)	三山
26	立石山線	起点－愛媛県越智郡上島町 (生名・国立公園境界) 終点－愛媛県越智郡上島町 (生名・立石山頂上)	
27	積善山線	起点－愛媛県越智郡上島町 (岩城・国立公園境界) 終点－愛媛県越智郡上島町 (岩城・積善山頂上)	
28	魚島線	起点－愛媛県越智郡上島町 (魚島1番耕地・国立公園境界) 終点－愛媛県越智郡上島町 (魚島1番耕地・白井田山頂上)	
29	正野佐田岬線	起点－愛媛県西宇和郡三崎町 (正野・国立公園境界) 終点－愛媛県西宇和郡三崎町 (正野・佐田岬)	横峯

整 備 方 針	旧計画との関係
東予集団施設地区を探勝する歩道として整備する。	昭和51年 6月 2日 告示
笠松山から世田山の探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
笠松山の探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
弓削上弓削から三山を経て弓削久司浦に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
深浦から立石山頂上に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
大畠から積善山頂上に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
古殿から白井田山頂上に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示
横峯を経て佐田岬に至る探勝歩道として整備する。	昭和32年10月23日 告示

エ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 17 : 運輸施設表)

番号	種 類	位置
1	係留施設	愛媛県松山市 (鹿島)
2	係留施設	愛媛県松山市 (由良港)
3	係留施設	愛媛県松山市 (松山港)
4	係留施設	愛媛県今治市 (小島)
5	係留施設	愛媛県西宇和郡三崎町 (佐田岬)

整 備 方 針	旧計画との関係
鹿島の利用基地として係留施設を整備する。	昭和32年10月23日 告示
由良港の利用基地として係留施設を整備する。	昭和32年10月23日 告示
松山港の利用基地として係留施設を整備する。	昭和32年10月23日 告示
小島の利用基地として係留施設を整備する。	昭和29年 2月18日 告示
佐田岬の利用基地として係留施設を整備する。	昭和32年10月23日 告示

4 参考事項

(1) 指定植物

特別地域内において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表18：指定植物一覧表)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミ ズ ゴ ケ	ミズゴケ
マ ツ バ ラ ン	マツバラン
ヒ カ ゲ ノ カ ズ ラ	マンネンスギ
ゼ ン マ イ	ヤシャゼンマイ
イ ノ モ ト ソ ウ	エダウチホングウシダ
シ ノ ブ	シノブ, タマシダ
オ シ ダ	ウラボシノコギリシダ, オオクジャクシダ
チ ャ セ ン シ ダ	アオガネシダ
ウ ラ ボ シ	イワヤナギシダ, ヤノネシダ, オシャグジデンダ, イワオモダカ
シ シ ラ ン	タキミシダ, シシラン
ク ワ	カカツガユ
ヤ ド リ ギ	オオバヤドリギ
ナ デ シ コ	フジナデシコ (別名：ハマナデシコ)
キ ン ボ ウ ゲ	ミスミソウ (スハマソウ, ケスハマソウを含む。), タカネハンショウヅル, トリガタハンショウヅル, シロバナハンショウヅル, オキナグサ
メ ギ	バイカイカリソウ, イカリソウ
ウ マ ノ ス ズ ク サ	ミヤコアオイ, サンヨウアオイ, ナンカイアオイ, ヒメカンアオイ
ラ フ レ シ ア	ヤッコソウ
ボ タ ン	ヤマシャクヤク
モ ウ セ ン ゴ ケ	イシモチソウ, モウセンゴケ, コモウセンゴケ
ケ シ	シマエンゴサク
ベ ン ケ イ ソ ウ	ウンゼンマンネングサ, ミセバヤ, セトウチマンネングサ
ユ キ ノ シ タ	チャルメルソウ, シラヒゲソウ, ウメバチソウ, ジンジソウ
バ ラ	イワキンバイ, テリハキンバイ, コテリハキンバイ, シロヤマブキ, イワガサ (別名：ミツバイワガサ, タンゴイワガサ), ウラジロイワガサ (別名：ミヤジマシモツケ), イブキシモツケ
マ メ	ナルトオオギ
ハ マ ビ シ	ハマビシ
ト ウ ダ イ グ サ	イワタイゲキ
ヒ メ ハ ギ	カキノハグサ (ナガバナノカキノハグサを含む。), ヒナノカンザシ
ア オ イ	ハマボウ
ジ ン チ ョ ウ ゲ	コショウノキ
グ ミ	ナツアサドリ
イ ワ ウ メ	イワカガミ (コイワカガミ, オオイワカガミを含む。)

科 名	種 名
イ チ ヤ ク ソ ウ ツ ツ ジ	ウメガサソウ, ギンリョウソウモドキ (別名: アキノギンリョウソウ), ギンリョウソウ, マルバノイチヤクソウ, ジンヨウイチヤクソウ, ウスギヨウラク, イワナシ, トサノミツバツツジ, サツキ (別名: サツキツツジ), レンゲツツジ (キレンゲツツジを含む。), ヒカゲツツジ, ツクシシャクナゲ, ホンシャクナゲ (オキシシャクナゲを含む。), カラムラサキツツジ, ゲンカイツツジ, サイコクミツバツツジ, シロヤシオ (別名: ゴヨウツツジ), コバノミツバツツジ, ダイセンミツバツツジ, サラサドウダン, シロドウダン, ベニドウダン
サ ク ラ ソ ウ リ ン ド ウ ア カ ネ ム ラ サ キ ク マ ツ ツ ラ シ ソ イ ワ タ バ コ ハ マ ウ ツ ボ タ ヌ キ モ	カッコソウ リンドウ, センブリ, イヌセンブリ ソナレムグラ, サツマイナモリ, イナモリソウ ムラサキ イワダレソウ イガタツナミソウ イワタバコ, イワギリソウ ハマウツボ, キヨスミウツボ ミミカキグサ, コタヌキモ, ヒメタヌキモ, ノタヌキモ, ホザキノミミカキグサ, イヌタヌキモ, ムラサキミミカキグサ
ス イ カ ズ ラ マ ツ ム シ ソ ウ キ キ ヨ ウ キ ク	ヤマヒョウタンボク, チョウジガマズミ マツムシソウ サワギキョウ, キキョウ ソナレノギク, シュンジュギク (別名: シンジュギク, アサマギク), ウラギク (別名: ハマシオン), キバナノジギク, マアザミ (別名: キセルアザミ, ツクデマアザミ), コケセンボンギク, オタカラコウ, ハンカイソウ, オオニガナ, サワオグルマ
ホ ン ゴ ウ ソ ウ ユ リ	ホンゴウソウ カンカケイニラ, ステゴビル, シライトソウ, キキョウラン, カタクリ, ショウジョウバカマ, シロバナショウジョウバカマ, ハマカンゾウ, セトウチギボウシ, ササユリ, コオニユリ, アマナ
ビ ャ ク ブ ヒ ガ ン バ ナ ア ヤ メ ヒナノシャクジョウ サ ト イ モ カ ヤ ツ リ グ サ	ナベワリ ハマオモト (別名: ハマユウ) エヒメアヤメ, ヒオオギアヤメ ヒナノシャクジョウ ムサシアブミ, ユキモチソウ イワカンスゲ, オタルスゲ (別名: ヒメテキリスゲ), サギスゲ, ミカズキグサ

科名	種名
ラ	ン ヒナラン, イワチドリ, シラン, マメツタラン (別名: マメラン), ムギラン, エビネ, キエビネ, ギンラン, キンラン, サイハイラン, シュンラン (別名: ホクロ), マヤラン (別名: サガミラン), セッコク, カキラン, ツチアケビ, オニノヤガラ, ミヤマウズラ, シュスラン, サギソウ, ミズトンボ, ムカゴソウ, ジガバチソウ, クモキリソウ, コ克蘭, ヒメフタバラン, フウラン, ヨウラクラン, ウチョウラン, コケイラン, ジンバイソウ, ツレサギソウ, ヤマサギソウ, オオバノトンボソウ, コバノトンボソウ, トキソウ, ヤマトキソウ, ベニカヤラン (別名: マツラン), カヤラン, クモラン, ヒトツボクロ

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和 9 年	3 月 1 6 日	公園の指定
昭和 2 5 年	5 月 1 8 日	公園区域の追加指定
昭和 3 1 年	6 月 1 5 日	公園区域の追加指定

イ 規制計画

昭和 3 2 年	1 0 月 2 3 日	特別地域の指定
----------	-------------	---------

ウ 施設計画

昭和 2 7 年	1 0 月 1 3 日	施設計画の一部決定 (単独施設)
昭和 3 1 年	6 月 1 5 日	集団施設地区の指定 (波止浜)
昭和 3 2 年	1 0 月 2 3 日	施設計画の一部決定 (集団施設地区 (姫原)、 単独施設、道路、係留施設)
昭和 4 0 年	3 月 1 9 日	集団施設地区の指定 (東予)
昭和 5 6 年	7 月 1 1 日	施設計画の一部決定 (四国自然歩道線道路)

(3) 公園区域及び公園計画の変更

ア 公園区域及び保護規制計画

(表19: 公園区域及び公園計画の変更表)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
1	拡 張	愛媛県越智郡上島町 弓削豊島の一部
2	削 除	愛媛県松山市 堀江町(旧)地先海面の一部
3	削 除	愛媛県松山市 勝岡町(旧)地先海面の一部
4	削 除	愛媛県松山市 勝岡町(旧)地先海面の一部
5	削 除	愛媛県松山市 勝岡町(旧)地先海面の一部
6	削 除	愛媛県松山市 由良町(旧)地先海面の一部
7	削 除	愛媛県松山市 高浜町(旧)地先海面の一部
8	削 除	愛媛県松山市 高浜町(旧)地先海面の一部
9	削 除	愛媛県松山市 高浜町(旧)地先海面の一部
10	削 除	愛媛県松山市 高浜町(旧)地先海面の一部
11	削 除	愛媛県松山市 高浜町(旧)地先海面の一部
12	削 除	愛媛県松山市 三津(旧)地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
第2種特別地域の区域に隣接し、海岸部の岩場にウバメガシの中低木がみられるなど良好な自然環境を有した地域を、風致の保護のため、新たに公園区域として編入するもの。	1 (私 0.9)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 15 (私 15.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 15 (公 12.5) (私 1.9)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (私 0.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 3 (公 3.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.3) (私 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 7 (公 7.2)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
13	削 除	愛媛県松山市 住吉及び三津（旧）地先海面の各一部
14	削 除	愛媛県松山市 住吉（旧）地先海面の一部
15	削 除	愛媛県松山市 海岸通（旧）地先海面の一部
16	削 除	愛媛県松山市 海岸通（旧）地先海面の一部
17	削 除	愛媛県松山市 大可賀（旧）地先海面の一部
18	削 除	愛媛県松山市 北吉田町（旧）地先海面の一部
19	削 除	愛媛県松山市 南吉田町（旧）地先海面の一部
20	削 除	愛媛県松山市 西垣生町（旧）地先海面の一部
21	削 除	愛媛県松山市 門田町（旧）地先海面の一部
22	削 除	愛媛県松山市 由良町（旧）地先海面の一部
23	削 除	愛媛県松山市 泊町（旧）地先海面の一部
24	削 除	愛媛県松山市 泊町（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 10 (公 9.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 6 (公 5.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 29 (公 29.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 42 (公 14.5) (私 27.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 82 (国 22.2) (公 14.3) (私 45.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 53 (公 7.8) (私 45.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (私 0.9)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
25	削 除	愛媛県松山市 泊町（旧）地先海面の一部
26	削 除	愛媛県松山市 泊町（旧）地先海面の一部
27	削 除	愛媛県松山市 泊町（旧）地先海面の一部
28	削 除	愛媛県松山市 西垣生町（旧）地先海面の一部
29	削 除	愛媛県松山市 北条辻（旧）地先海面の一部
30	削 除	愛媛県松山市 北条辻（旧）地先海面の一部
31	削 除	愛媛県松山市 土手内（旧）地先海面の一部
32	削 除	愛媛県松山市 柳原（旧）地先海面の一部
33	削 除	愛媛県松山市 磯河内（旧）地先海面の一部
34	削 除	愛媛県松山市 中島大浦（旧）地先海面の一部
35	削 除	愛媛県松山市 中島大浦（旧）地先海面の一部
36	削 除	愛媛県松山市 中島大浦（旧）地先海面の一部
37	削 除	愛媛県松山市 中島大浦（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (私 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.7)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
38	削 除	愛媛県松山市 小浜（旧）地先海面の一部
39	削 除	愛媛県松山市 中島大浦（旧）地先海面の一部
40	削 除	愛媛県松山市 小浜（旧）地先海面の一部
41	削 除	愛媛県松山市 元怒和（旧）地先海面の一部
42	削 除	愛媛県松山市 元怒和（旧）地先海面の一部
43	削 除	愛媛県松山市 元怒和（旧）地先海面の一部
44	削 除	愛媛県松山市 上怒和（旧）地先海面の一部
45	削 除	愛媛県松山市 熊田（旧）地先海面の一部
46	削 除	愛媛県松山市 二神（旧）地先海面の一部
47	削 除	愛媛県松山市 二神（旧）地先海面の一部
48	削 除	愛媛県松山市 津和地（旧）地先海面の一部
49	削 除	愛媛県松山市 宇和間（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 3 (公 3.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 1.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 1.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8) (私 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
50	削 除	愛媛県松山市 中島栗井（旧）地先海面の一部
51	削 除	愛媛県松山市 宮野（旧）地先海面の一部
52	削 除	愛媛県松山市 陸月（旧）地先海面の一部
53	削 除	愛媛県松山市 神浦（旧）地先海面の一部
54	削 除	愛媛県松山市 長師（旧）地先海面の一部
55	削 除	愛媛県松山市 饒（旧）地先海面の一部
56	削 除	愛媛県松山市 吉木（旧）地先海面の一部
57	削 除	愛媛県今治市 小浦町（旧）地先海面の一部
58	削 除	愛媛県今治市 砂場町（旧）地先海面の一部
59	削 除	愛媛県今治市 大浜町（旧）地先海面の一部
60	削 除	愛媛県今治市 大新田町（旧）地先海面の一部
61	削 除	愛媛県今治市 片原町、北浜町及び美保町（旧）地先海面の一部
62	削 除	愛媛県今治市 天保山町（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0) (私 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 8 (公 0.3) (私 8.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 4 (私 4.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 1.9)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.9)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 5 (公 5.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 21 (公 20.7)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
63	削 除	愛媛県今治市 東鳥生町（旧）地先海面の一部
64	削 除	愛媛県今治市 富田新港（旧）地先海面の一部
65	削 除	愛媛県今治市 喜田村及び富田新港（旧）地先海面の各一部
66	削 除	愛媛県今治市 桜井（旧）地先海面の一部
67	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部
68	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部
69	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部
70	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部
71	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部
72	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部
73	削 除	愛媛県今治市 波方町（旧）地先海面の一部
74	削 除	愛媛県今治市 大西町（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 21 (公 0.6) (私 19.9)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 37 (公 37.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 6 (私 5.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 6 (公 1.3) (私 4.9)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.2) (私 1.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 3 (私 2.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 3 (公 1.9) (私 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 18 (私 18.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 3 (私 3.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 9 (私 8.5)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
75	削 除	愛媛県今治市 大西町（旧）地先海面の各一部
76	削 除	愛媛県今治市 菊間町（旧）地先海面の一部
77	削 除	愛媛県今治市町 菊間町（旧）地先海面の一部
78	削 除	愛媛県今治市 菊間町（旧）地先海面の一部
79	削 除	愛媛県今治市 菊間町（旧）地先海面の一部
80	削 除	愛媛県今治市 菊間町（旧）地先海面の一部
81	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
82	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
83	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
84	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
85	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
86	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
87	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 2.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 1.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 11 (公 1.1) (私 10.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 10 (私 10.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 11 (公 11.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 5 (私 5.0)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
88	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
89	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
90	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
91	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
92	削 除	愛媛県今治市 吉海町（旧）地先海面の一部
93	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
94	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
95	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
96	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
97	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
98	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
99	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部
100	削 除	愛媛県今治市 宮窪町（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 9 (公 9.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 7 (公 6.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 5 (公 4.9)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 4 (公 4.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.7)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 2.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 13 (私 13.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 4 (私 4.0)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
101	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
102	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の各一部
103	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
104	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の各一部
105	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
106	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
107	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
108	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
109	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
110	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
111	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
112	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
113	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 4 (公 3.8) (私 0.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 1.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (私 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 25 (公 25.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.4)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.5)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
114	削 除	愛媛県今治市 伯方町（旧）地先海面の一部
115	削 除	愛媛県今治市 上浦町（旧）地先海面の一部
116	削 除	愛媛県今治市 上浦町（旧）地先海面の一部
117	削 除	愛媛県今治市 上浦町（旧）地先海面の一部
118	削 除	愛媛県今治市 大三島町（旧）地先海面の一部
119	削 除	愛媛県今治市 大三島町（旧）地先海面の一部
120	削 除	愛媛県今治市 大三島町（旧）地先海面の一部
121	削 除	愛媛県今治市 関前大下（旧）地先海面の一部
122	削 除	愛媛県今治市 関前岡村（旧）地先海面の一部
123	削 除	愛媛県今治市 関前岡村（旧）地先海面の一部
124	削 除	愛媛県今治市 関前岡村（旧）地先海面の一部
125	削 除	愛媛県越智郡上島町 魚島 1 番耕地（旧）地先海面の一部
126	削 除	愛媛県越智郡上島町 魚島 2 番耕地（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 1.0)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 4 (公 3.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 2.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (私 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 3 (公 2.5)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
127	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削豊島の一部
128	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削下弓削（旧）地先海面の一部
129	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削下弓削（旧）地先海面の一部
130	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削土生（旧）地先海面の一部
131	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削上弓削（旧）地先海面の一部
132	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削佐島（旧）地先海面の一部
133	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削佐島（旧）地先海面の一部
134	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削佐島（旧）地先海面の一部
135	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削太田（旧）地先海面の一部
136	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削鎌田（旧）地先海面の一部
137	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削久司浦（旧）地先海面の一部
138	削 除	愛媛県越智郡上島町 弓削明神（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
第2種特別地域と採石場が接しており、区域線の確認が困難な状況から、区域線を地番界として明確化を図り、国立公園としての資質が失われた部分を削除するもの	△ 2 (私 1.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 4 (公 3.8) (私 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1) (私 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 0.7) (私 1.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.1)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
139	削 除	愛媛県越智郡上島町 生名（旧）地先海面の一部
140	削 除	愛媛県越智郡上島町 生名（旧）地先海面の一部
141	削 除	愛媛県越智郡上島町 生名（旧）地先海面の一部
142	削 除	愛媛県越智郡上島町 生名（旧）地先海面の一部
143	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
144	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
145	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
146	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
147	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
148	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
149	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部
150	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.3)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.6)
現行公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため、区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (私 2.0)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (私 0.2)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.4)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 2 (公 1.5)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (私 0.2)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 1 (公 0.8)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	△ 0 (公 0.2)

番号	変更内容	変 更 部 分 の 区 域
151	削 除	愛媛県越智郡上島町 岩城（旧）地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
現行、公園区域外である陸域の地先海面が埋立により陸地化したため区域線の明確化を図るもの。	$\Delta \quad 0$ (公 0.2)
変 更 部 分 面 積 計	$\Delta \quad 1$ $\left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 0 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad \Delta 1 \end{array} \right)$
変 更 前 面 積 計	8,803 $\left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 220 \\ \text{公} \quad 508 \\ \text{私} \quad 8,075 \end{array} \right)$
変 更 後 公 園 面 積	8,813 $\left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 220 \\ \text{公} \quad 518 \\ \text{私} \quad 8,075 \end{array} \right)$

※1 変更前公園面積は、再計測により得た値に基づくものである。なお、再計測を行う前の瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）の面積は、8,819haである。

※2 変更後、公園面積が変更前公園面積と変更部分面積計との差に一致しないのは、陸域公園地先の埋立により海域普通地域が陸域普通地域となったため。

(表 2 0 : 保護規制計画変更表)

(保護規制計画の変更)		
番号	変更内容	位 置
1	第3種特別地域 ↓ 第2種特別地域	愛媛県今治市 桜井の一部
2	公園区域外 ↓ 第2種特別地域	愛媛県越智郡上島町 弓削豊島の一部
3	第2種特別地域 ↓ 公園区域外	愛媛県越智郡上島町 弓削豊島の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
東予集団施設地区内にある区域について、周辺の区域にあわせ第2種特別地域とするもの。	16 (国 8) (公 8)
第2種特別地域の区域に隣接し、海岸部の岩場にウバメガシの中低木が見られるなど良好な自然環境を有した地域を、風致の保護のため、新たに公園区域として編入するもの。	1 (私 0.9)
第2種特別地域と採石場が接しており、区域線の確認が困難な状況から、区域線を地番界として明確化を図り、国立公園としての資質が失われた部分を削除するもの。	2 (私 1.8)

(参考)		
番号	変更内容	位 置
1	普通地域 (海域) ↓ 普 通 地 域	愛媛県松山市 由良町 (旧) 地先海面の一部
2	普通地域 (海域) ↓ 普 通 地 域	愛媛県松山市 北条辻 (旧) 地先海面の一部
3	普通地域 (海域) ↓ 普 通 地 域	愛媛県松山市 小浜 (旧) 地先海面の一部
4	普通地域 (海域) ↓ 普 通 地 域	愛媛県松山市 長師 (旧) 地先海面の一部
5	普通地域 (海域) ↓ 普 通 地 域	愛媛県松山市 中島大浦 (旧) 地先海面の一部
6	普通地域 (海域) ↓ 普 通 地 域	愛媛県松山市 野忽那 (旧) 地先海面の一部
7	普通地域 (海域) ↓ 普 通 地 域	愛媛県今治市 来島 (旧) 地先海面の一部 部
8	普通地域 (海域) ↓ 普 通 地 域	愛媛県今治市 馬島 (旧) 地先海面の一部 部

変 更 理 由	面 積 (ha)
海域普通地域のうち、埋め立てにより陸地化した箇所を陸域普通地域とし、区域線の明確を図るもの。	1 (公 0.5)
海域普通地域のうち、埋め立てにより陸地化した箇所を陸域普通地域とし、区域線の明確を図るもの。	0 (公 0.1)
海域普通地域のうち、埋め立てにより陸地化した箇所を陸域普通地域とし、区域線の明確を図るもの。	3 (公 3.3)
海域普通地域のうち、埋め立てにより陸地化した箇所を陸域普通地域とし、区域線の明確を図るもの。	1 (公 0.9)
海域普通地域のうち、埋め立てにより陸地化した箇所を陸域普通地域とし、区域線の明確を図るもの。	0 (公 0.3)
海域普通地域のうち、埋め立てにより陸地化した箇所を陸域普通地域とし、区域線の明確を図るもの。	1 (公 0.5)
海域普通地域のうち、埋め立てにより陸地化した箇所を陸域普通地域とし、区域線の明確を図るもの。	0 (公 0.1)
海域普通地域のうち、埋め立てにより陸地化した箇所を陸域普通地域とし、区域線の明確を図るもの。	0 (公 0.2)

番号	変更内容	位 置
9	普通地域 (海域) ↓ 普 通 地 域	愛媛県今治市 吉海町 (旧) 地先海面の一部
10	普通地域 (海域) ↓ 普 通 地 域	愛媛県今治市 大三島町 (旧) 地先海面の一部
11	普通地域 (海域) ↓ 普 通 地 域	愛媛県今治市 関前岡村 (旧) 地先海面の一部
12	普通地域 (海域) ↓ 普 通 地 域	愛媛県越智郡上島町 魚島 1 番耕地 (旧) 地先海面の一部
13	普通地域 (海域) ↓ 普 通 地 域	愛媛県越智郡上島町 弓削日比 (旧) 地先海面の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
海域普通地域のうち、埋め立てにより陸地化した箇所を陸域普通地域とし、区域線の明確を図るもの。	0 (公 0.2)
海域普通地域のうち、埋め立てにより陸地化した箇所を陸域普通地域とし、区域線の明確を図るもの。	1 (公 1.0)
海域普通地域のうち、埋め立てにより陸地化した箇所を陸域普通地域とし、区域線の明確を図るもの。	1 (私 0.7)
海域普通地域のうち、埋め立てにより陸地化した箇所を陸域普通地域とし、区域線の明確を図るもの。	0 (公 0.1)
海域普通地域のうち、埋め立てにより陸地化した箇所を陸域普通地域とし、区域線の明確を図るもの。	2 (公 1.6)

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

波止浜集団施設地区を次のとおり変更する。

(表 2 1 : 区域変更表)

番号	名 称	旧計画との関係	変更部分の区域
1	近見山 (波止浜集団施設地区から近見山集団施設地区に名称変更)	昭和31年6月15日 告示	愛媛県今治市来島、波方町及び 波止浜の各一部

整 備 方 針	変更前面積 (ha)	変更後面積 (ha)
昭和 3 1 年の集団施設地区指定当時より周囲をとりまく社会状況が変化したため、来島及び波止浜地区を削除する。	346.70 国 2.97 公 28.57 私 315.16	246.01 国 2.58 公 13.89 私 229.54

(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 2 2 : 単独施設追加表)

番号	種 類	位 置
19	園 地	愛媛県松山市 (御手洗)
22	園 地	愛媛県今治市 (横島)
29	野 営 場	愛知県今治市 (道下)
32	園 地	愛媛県今治市 (小島)
35	宿 舎	愛媛県今治市 (糸山)
36	園 地	愛媛県今治市 (波止浜)
38	野 営 場	愛媛県今治市 (鴨池)
39	園 地	愛媛県今治市 (唐子浜)

整備方針	旧計画との関係
御手洗の海浜探勝及び海水浴のための拠点として園地を整備する。	新規
横島の探勝、海水浴及び多島海景観を展望するための園地として整備する。	新規
道下の探勝及び海水浴のための拠点として野営場を整備する。	新規
来島海峡及び斎灘等を展望するための園地として整備する。	新規 (波止浜集団施設地区から振替)
糸山の宿泊基地として宿舎を整備する。	新規
来島海峡及び斎灘等を展望するための園地として整備する。	新規 (波止浜集団施設地区から振替)
鴨池海岸の探勝及び海水浴等のための拠点として野営場を整備する。	新規
唐子浜の海浜探勝及び海水浴のための拠点として園地を整備する。	新規

次の単独施設を削除する。

(表 2 3 : 単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
3	水 泳 場	愛媛県越智郡上島町 (法王ヶ原)
8	園 地	愛媛県今治市 (鵜島)
8	野 営 場	愛媛県今治市 (鵜島)
14	水 泳 場	愛媛県今治市 (横島)
17	園 地	愛媛県今治市 (館山)
20	水 泳 場	愛媛県今治市 (唐子浜)
20	広場(駐車場)	愛媛県今治市 (唐子浜)
24	水 泳 場	愛媛県今治市 (大井海岸)
31	水 泳 場	愛媛県松山市 (ヌカバ)
36	水 泳 場	愛媛県松山市 (御手洗)
45	水 泳 場	愛媛県西宇和郡三崎町 (佐田岬)

告示年月日	理 由
昭和３２年１０月２３日	利用の実態を踏まえ、法王ヶ原園地に振り替えるため。
昭和３２年１０月２３日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備される見込みがないため。
昭和３２年１０月２３日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備される見込みがないため。
昭和３２年１０月２３日	利用の実態を踏まえ、横島園地に振り替えるため。
昭和３２年１０月２３日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備される見込みがないため。
昭和３２年１０月２３日	利用の実態を踏まえ、唐子浜園地に振り替えるため。
昭和３２年１０月２３日	利用の実態を踏まえ、唐子浜園地に振り替えるため。
昭和３２年１０月２３日	利用の実態を踏まえ、鳶鴉山園地に振り替えるため。
昭和３２年１０月２３日	利用の実態を踏まえ、岡鼻園地に振り替えるため。
昭和３２年１０月２３日	利用の実態を踏まえ、御手洗園地に振り替えるため。
昭和３２年１０月２３日	利用の実態を踏まえ、佐多岬園地に振り替えるため。

(ウ) 道路

次の道路（歩道）を追加する。

(表 2 4 : 道路 (歩道) 追加表)

番号	名 称	区 間
20	道下線	起点－愛媛県今治市 （伯方町・国立公園境界） 終点－愛媛県今治市 （伯方町・国立公園界）

次の道路（歩道）を削除する。

(表 2 5 : 道路 (步道) 削除表)

番号	名 称	区 間
9	田居水場線	起点一愛媛県今治市 ↓ 起点一愛媛県今治市 (吉海町) (吉海町)
16	大井海岸線	起点一愛媛県今治市 ↓ 起点一愛媛県今治市 (大西町) (大西町)
26	金山南北線	起点一愛媛県大洲市 ↓ 起点一愛媛県大洲市 (豊茂丁) (上須戎)
27	金山東西線	起点一愛媛県大洲市 ↓ 起点一愛媛県八幡浜市 (豊茂丁) (日土町)

整 備 方 針	旧計画との関係
道下から矢崎に至る探勝歩道として整備する。	新 規

告示年月日	理 由
昭和32年10月23日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備される見込みがないため。
昭和32年10月23日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備される見込みがないため。
昭和32年10月23日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備される見込みがないため。
昭和32年10月23日	公園利用上の必要性が乏しく、今後整備される見込みがないため。

(工) 運輸施設

次の運輸施設を削除する。

(表 2 6 : 運輸施設削除表)

番号	種 類	位 置 ・ 区 間
1	栈 橋	愛媛県今治市 (鵜島)
2	栈 橋	愛媛県松山市 (中島大浦港)
3	栈 橋	愛媛県松山市 (野忽那港)
4	栈 橋	愛媛県松山市 (二神港)
5	栈 橋	愛媛県松山市 (津和地港)

告示年月日	理 由
昭和32年10月23日	公園利用上の必要性が乏しいため。
昭和32年10月23日	実態上計画の必要性が乏しいため。
昭和32年10月23日	実態上計画の必要性が乏しいため。
昭和32年10月23日	実態上計画の必要性が乏しいため。
昭和32年10月23日	実態上計画の必要性が乏しいため。